昭27. 3. 17.

官報

毎日文庫

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

主要目次

政令
○農林漁業資金融通法施行令の一部改正　二六九頁
○食糧管理法施行令の一部改正　二六九
省令
○連合国財産である株式の回復に関する政令の施行に関する省令の一部改正　二六九
○食糧管理法施行規則の一部改正　二六九
告示
○モーターボート競走を行うことのできる市指定（津市）　二七〇
○同右（鳴門市）　二七〇
○同右（大村市）　二七〇
○無線局承認　二七〇
○南都銀行第十一回福祿定期預金の細目等　二七四
○香住銀行第一回恵比須定期預金の細目等　二七四
○別府行合町郵便局移転、改称　二七六
公共企業体事項
○福塩線近田・鵜飼両停車場における貨物の取扱廃止　二七八

政令

農林漁業資金融通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十四号

農林漁業資金融通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第百五号）第二條の規定に基き、この政令を制定する。

農林漁業資金融通法施行令（昭和二十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用については、同項の表の中欄に掲げる協同組合又はその連合会がその株式の九割以上を所有する会社であつて同表の上欄に掲げる事業を行うものは、それぞれの事業につき同表の中欄に掲げる者とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

食糧管理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十五号

食糧管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八條ノ二第二項の規定に基き、この政令を制定する。

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改める。

第五條の二中「六種」を「八種」に改め、同條第一号中「政府」の下に「、小麦粉製造販売業者又は精麦加工販売業者」を加え、同條に次の二号を加える。

七　小麦粉製造販売業者（政府から小麦を買い受け、小麦粉を製造し、これを卸売販売業者に売り渡すことを業とする者をいう。）

八　精麦加工販売業者（政府から大麦、はだか麦又は小麦を買い受け、加工して精麦としこれを卸売販売業者に売り渡すことを業とする者をいう。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉**大蔵省令第十三号**

連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十七号）の規定を実施するため、連合国財産である株式の回復に関する政令の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日

大蔵大臣　池田　勇人

連合国財産である株式の回復に関する政令の施行に関する省令の一部を改正する省令

連合国財産である株式の回復に関する政令の施行に関する省令（昭和二十四年大蔵省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條　削除

別表を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**農林省令第九号**

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八條ノ二第二項及び第九條並びに食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第七條の規定に基き、食糧管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日

農林大臣　広川　弘禅

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「又は幼児食用ビスケット類製造販売業者」を「、幼児食用ビスケット類製造販売業者、小麦粉製造販売業者又は精麦加工販売業者」に、「又は幼児食用ビスケット類製造販売業者登録申請書」を「、幼児食用ビスケット類製造販売業者登録申請書、小麦粉製造販売業者登録申請書又は精麦加工販売業者登録申請書」に改める。

第三十條第一項中「又は幼児食用ビスケット類製造販売業者登録申請書」を「、幼児食用ビスケット類製造販売業者登録申請書、小麦粉製造販売業者登録申請書又は精麦加工販売業者登録申請書」に、同條第二項中「又は様式第九号の三による幼児食用ビスケット類製造販売業者登録票」を「、様式第九号の三による幼児食用ビスケット類製造販売業者登録票、様式第九号の四による小麦粉製造販売業者登録票又は様式第九号の五による精麦加工販売業者登録票」に改める。

様式第七号に備考として次のように加える。

備考　幼児食用ビスケット類を取り扱う小売販売業者乙であつてビスケット又はゴルケットのみを取り扱うものについての登録票には、その取り扱う品目についてのこの様式中「（幼児食用ビスケット類）」を「（幼児食用ビスケット類）（ビスケット）」又は「（幼児食用ビスケット類）（ゴルケット）」と記載して交付することができる。

様式第九号の三に備考として次のように加える。

備考　幼児食用ビスケット類製造販売業者であつてビスケット又はゴルケットのみを取り扱うものについての登録票には、その取り扱う品目によりこの様式中「幼児食用ビスケット類」を「幼児食用ビスケット類（ビスケット）」又は「幼児食用ビスケット類（ゴルケット）」と記載して交付することができる。

様式第九号の三の次に次の二様式を加える。

様式第九号の四

都道府県第　号　氏名及び名称 住所及び工場又は営業所の所在地

小麦粉製造販売業者登録票

年　月　日　都道府県知事　印

大きさ適宜

様式第九号の五

都道府県第　号　氏名及び名称 住所及び工場又は営業所の所在地

精麦加工販売業者登録票

年　月　日　都道府県知事　印

大きさ適宜

附則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　昭和二十七年三月三十一日までに、第三十條第一項の規定により小麦粉製造販売業者又は精麦加工販売業者の業者登録を受けた者は、その者が、政府から買い受けた小麦から製造した小麦粉又は政府から買い受けた大麦、はだか麦若しくは小麦を加工した精麦を同日までは、売り渡してはならない。

3　小麦粉製造販売業者又は精麦加工販売業者として昭和二十七年四月一日までに業務を開始しようとする者の第二十九條第一項の登録申請書の提出については、同項中「十五日前」とあるのは「七日前」と読み替えるものとする。

告示

◉地方財政委員会告示第八号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二條第一項の規定により、モーターボート競走を行うことのできる市を、次のように指定する。

昭和二十七年三月十七日
地方財政委員会委員長　野村　秀雄

津市

◉地方財政委員会告示第九号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二條第一項の規定により、モーターボート競走を行うことのできる市を、次のように指定する。

昭和二十七年三月十七日
地方財政委員会委員長　野村　秀雄

鳴門市
大村市

◉地方財政委員会告示第十号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二條第一項の規定により、モーターボート競走を行うことのできる市を、次のように指定する。

昭和二十七年三月十七日
地方財政委員会委員長　野村　秀雄

◉電波監理委員会告示第千八十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県石川郡石川町字南町二〇番地　東経一四〇度二七分　北緯三七度〇八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いしかわ　F三　三七・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県双葉郡富岡町大字小浜字天子作五番地の四　東経一四一度〇一分　北緯三七度二〇分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　とみおか　F三　三七・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　平市十五町目三一番地　東経一四〇度五三分　北緯三七度〇三分

九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　たいら　F三　三七・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県石城郡植田町大字植田字金畑三六番地の一　東経一四〇度四八分　北緯三六度五五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　うえだ　F三　三七・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県耶麻郡猪苗代町字本町五四番地　東経一四〇度〇七分　北緯三七度三四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いなわしろ　F三　三五・八一Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県耶麻郡猪苗代町字本町五四番地　東経一四〇度〇七分　北緯三七度三四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いなわしろ　F三　三五・八一Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福島県若松市栄町二丁目二一〇番地　東経一三九度五六分　北緯三七度三〇分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　わかまつ　F三　三五・八一Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一八九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

P. 270

昭27. 3. 17. 第7556号

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県内及びその周辺
常置場所 福島市杉妻町一六番地 東経一四〇度二八分 北緯三七度四五分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ふくしまいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県内及びその周辺
常置場所 郡山市堂前四四番地 東経一四〇度二三分 北緯三七度二三分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
こおりやまいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千九十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県内及びその周辺
常置場所 白河市郭内二二二番地の六八 東経一四〇度一三分 北緯三七度〇八分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しらかわいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九四号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県石川郡石川町字南町二〇番地 東経一四〇度二七分 北緯三七度〇八分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いしかわいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九五号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県内及びその周辺
常置場所 福島県双葉郡富岡町大字小浜字天子作五番地の四 東経一四一度〇一分 北緯三七度二〇分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
とみおかいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千九十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九六号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県内及びその周辺
常置場所 平市十五丁目三一番地 東経一四〇度五三分 北緯三七度〇三分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
たいらいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千九十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年三月十七日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十七日 第七一九七号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 福島県石城郡植田町大字植田字金畑三六番地の一 東経一四〇度四八分 北緯三六度五五分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
うえだいどう F三 三九・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千九十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一九八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動業務を行う。
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　福島県内及びその周辺
常置場所　福島県耶麻郡猪苗代町字本町五四番地　東経一四〇度〇七分　北緯三七度三四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いなわしろいどう　F三　四一・六三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十七日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十七日　第七一九九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の福島県内の各基地局並びに福島県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　福島県内及びその周辺
常置場所　福島県耶麻郡猪苗代町字本町五四番地　東経一四〇度〇七分　北緯三七度三四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いなわしろいどう　F三　四一・六三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎大蔵省告示第四百八十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、南都銀行第十一回福祿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　南都銀行第十一回福祿定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十七日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇〇〇〇	九
二等	一〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一〇〇〇
五等	三〇	一〇〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、百五銀行第十一回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　百五銀行第十一回福寿定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十七日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回殖産相互福得定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回殖産相互福得定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	二五〇	四〇
五等	一〇〇	一、〇〇〇
六等	四五	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八八、九三五
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十三日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大豊殖産無尽第二回定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大豊殖産無尽第二回大豊定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、百五銀行第十一回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　百五銀行第十一回福寿定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十七日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三国信用組合割増金附第一回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三国信用組合割増金附第一回平和定期貯金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	二、九〇八
五等	二〇	三、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第六條の規定により、鳥取県農協第六回農村振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　鳥取県農協第六回農村振興定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	八〇
五等	二〇	三、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、香住銀行第一回恵比須定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　香住銀行第一回恵比須定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十七日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回殖産相互福得定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回殖産相互福得定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	二五〇	四〇
五等	一〇〇	一、〇〇〇
六等	四五	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八八、九三五
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十七日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十三日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百八十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大豊殖産無尽第二回大豊定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大豊殖産無尽第二回大豊定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八五〇
七等		一〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三国信用組合割増金附第一回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三国信用組合割増金附第一回平和定期貯金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	二、九〇八
五等	二〇	三、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第六條の規定により、鳥取県農協第六回農村振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　鳥取県農協第六回農村振興定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	八〇
五等	二〇	三、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第四百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第六條の規定により、鳥取県農協第六回農村振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　鳥取県農協第六回農村振興定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	八〇
五等	二〇	三、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

昭27.3.17.　第7556号

等級	割増金	当せんの数
	円	本
一等	一、〇〇〇	一二
二等	一〇〇	五〇〇
三等	七〇	一、五〇〇
四等	四〇	二、九八八
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十六日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎**郵政省告示第七十一号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年三月十六日から次の郵便局を移転、改称した。

昭和二十七年三月十七日　郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称	現在位置	移転位置
別府富士見郵便局	別府富士見郵便局	大分県別府市大字富士見通四丁目	大分県別府市大字富士見通四丁目

正誤

昭和二十七年二月十六日電波監理委員会告示第六百七号第九項の呼出符号中「JMD−20」は「JMB−20」の誤り。

電波監理委員会官報報告主任

昭和二十七年二月一日通商産業省告示第十九号本文中「『沿革』の『沿革』」の誤植

国会事項

○衆　議　院

◎**條約送付及通知**　三月十四日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件

◎**法律公布奏上及通知**　三月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律

真珠養殖事業法

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

◎**通知書受領**　三月十四日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は弾劾裁判所裁判員棚橋小虎、同予備員宮城タマヨ、同松永義雄及び同鬼丸義齊の辞任による補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

裁判員　松永　義雄

予備員　第二順位　中山　福蔵

第三順位　三橋八次郎

第四順位　小林　亦治

◎**通知書受領及通知**　三月十四日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は衆議院議員根本龍太郎が経済安定本部顧問に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

◎**議案提出**　三月十四日議員から提出した議案は次の通りである。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（関谷勝利外一名提出）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案（瀬戸山三男外四十二名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

◎**條約通知書受領**　三月十四日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件

◎**議案通知書受領**　三月十四日参議院において、第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

真珠養殖事業法案

又同日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

○参　議　院

◎**議事日程**　三月十四日の議事日程は左の通り。

議事日程　第二十一号

昭和二十七年三月十四日（金曜日）

午前十時開議

第一　国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件（経済安定本部顧問）

第二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日ジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件（衆議院送付）（委員長報告）

第四　真珠養殖事業法案（衆議院提出）（委員長報告）

第五　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第八　雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）

第九　宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）

第一〇　赤穂線鉄道全通に関する請願（委員長報告）

第一一　赤穂線鉄道全通に関する請願（委員長報告）

第一二　長崎、諫早両駅間鉄道平坦線敷設に関する請願（委員長報告）

第一三　越美線全通に関する請願（二件）（委員長報告）

第一四　日田線全通促進等に関する請願（四件）（委員長報告）

第一五　富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願（委員長報告）

第一六　阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願（委員長報告）

第一七　白棚鉄道復活に関する請願（委員長報告）

第一八　日南線全通促進に関する請願（二件）（委員長報告）

第一九　岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）

第二〇　吉備線を福山駅に延長の請願（委員長報告）

第二一　吉備線鉄道延長に関する請願（委員長報告）

第二二　余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願（委員長報告）

第二三　常磐線電化促進に関する請願（委員長報告）

第二四　姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願（三件）（委員長報告）

第二五　長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願（委員長報告）

第二六　長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願（委員長報告）

第二七　高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願（委員長報告）

第二八　雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（委員長報告）

第二九　川之江、池田両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（委員長報告）

第三〇　大糸線全通促進に関する陳情（委員長報告）

第三一　高山線鉄道電化等に関する陳情（委員長報告）

◎**議案受領**　三月十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

◎**議案受領（予備審査）**　三月十三日内閣から左の議案が送付された。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

◎**議案付託**　三月十三日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第四三号）

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

大蔵委員会に付託

◎**議案受領（予備審査）**　三月十三日内閣から左の議案が送付された。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

◎**議案付託（予備審査）**　三月十三日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

大蔵委員会に付託

失業保険法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

労働委員会に付託

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件（閣承認第三号）

建設委員会に付託

◎**通知書受領**　三月十三日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

◎**請願書及び陳情書送付**　三月十四日議院において採択することを議決した雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願外二十六件の請願および雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情外三件の陳情は各意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

叙任及び辞令

○内　閣

◎昭和二十七年二月十一日

勲七等　村岡　鉄次

勲六等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月十三日

従七位　杉浦　雅

正六位に叙する

勲七等　杉浦　雅

勲六等に叙し瑞宝章を授ける

牧　則夫

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月十五日

小幡　孝一

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月十六日

鈴木　潔

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月二十八日

従五位　橋爪　八郎

従四位に叙する

故簡易裁判所判事従五位　橋爪　八郎

特旨を以て位二級追陞せられる（三月十一日）

外務事務官　三宅喜二郎

第十三回国会政府委員を命ずる（三月十四日）

○文　部　省

◎昭和二十七年二月十六日

（各通）　安陪　俊一

杉本　秀治

文部教官に任命する

総理府技官　関　英男

文部教官に兼ねて任命する

◎昭和二十七年二月二十九日

文部教官　佐竹　大通

文部事務官に任命する

◎昭和二十七年三月一日

（各通）　畔上　道雄

内野　広夫

浜田　一男

文部教官に任命する

文部教官　長井　保

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（一月一日）

同　山崎　正雄

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（一月二十日）

同　熊谷　忠夫

同　久保　邦広

（各通）

願により本官を免ずる（一月三十一日）

同　大沢　正保

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる

同　太田　喜久

福岡学芸大学助教授に補する（以上二月一日）

（各通）　同　前田　信寿

同　安陪　俊一

東北大学助教授に補する

文部事務官　増田末太郎

宇都宮大学庶務課長を命ずる

文部教官　関　英男

電気通信大学教授に補する

同　杉本　秀治

愛媛大学教授に補する

同　倉恒　匡徳

九州大学助教授に補する（以上二月十六日）

文部事務官　竹腰　重丸

東京大学庶務課長を命ずる

同　佐竹　大通

東京大学農学部事務長を命ずる

兼ねて東京大学附属医学専門部事務長を命ずる

同　伊藤　亀吉

願により本官を免ずる（以上二月二十九日）

文部教官　畔上　道雄

群馬大学助教授に補する

同　内野　広夫

東京学芸大学講師に補する

同　浜田　一男

九州大学教授に補する

同　中島　友輔

佐賀大学文理学部長事務取扱を命ずる

撫尾　正信

佐賀大学助教授に補する

同　吉村　虎蔵

熊本大学助教授に補する（以上三月一日）

文部事務官　宮地　茂

大学学術局技術教育課長を命ずる

同　稲田　清助

大学学術局技術教育課長事務取扱を免ずる（以上三月六日）

地方自治事項

○北　海　道

◎**道議会**　二月二十三日定例道議会を招集した。

○青　森　県

◎**県議会**　二月八日招集した臨時県議会は同日閉会した。

○岩　手　県

◎**県議会**　二月二十九日定例県議会を招集した。

○宮　城　県

◎**県議会**　二月二十五日定例県議会を招集した。

○秋　田　県

◎**県議会**　二月二十九日定例県議会を招集した。

◎**人事**

秋田県出納長に任ずる

荻原麟次郎

一級に叙する

月俸三万円を給する

秋田県出納長　本間金之助

願に依り本職を免ずる

秋田県事務吏員（知事室長）　荻原麟次郎

本職を免ずる（以上二十六年十二月二十日）

○山　形　県

◎**県議会**　昭和二十六年十二月二十六日招集した定例県議会は同日閉会した。

○福　島　県

◎**県議会**　二月二十九日定例県議会を招集した。

○茨　城　県

◎**県議会**　二月九日招集した定例県議会は同十五日閉会した。

◎**人事**　二月十六日茨城県議会の同意を得て次のとおり選任した。

茨城県公安委員　川島安右衛門

同　菊池　信章

○栃　木　県

◎**県議会**　一月三十日招集した定例県議会は同日閉会した。

○群馬県

◎県議会　昭和二十六年十二月十七日招集した定例県議会は同三十一日閉会した。

○神奈川県

◎県議会　二月二十八日定例県議会を招集した。

○富山県

◎県議会　二月二十九日定例県議会を招集した。

○石川県

◎県議会　昭和二十六年十二月二十日招集した定例県議会は同三十一日閉会した。

○長野県

◎県議会　二月二十八日定例県議会を招集した。

○岐阜県

◎県議会　三月一日定例県議会を招集した。

◎人事　岐阜県選挙管理委員会は昭和二十六年十二月二十四日任期満了のところ同十二月四日選挙を行つた結果次の者が当選した。
伊藤松太郎　塚本　廉三　松原　喜八
青木森三郎　村沢　源市　上井　源次
又岐阜県出納長土川修三は昭和二十六年十月二日、副出納長上田光雄は同十二月三十一日任期満了退職
副知事　栗原民之助
経済部長事務取扱を命ずる
知事室長事務取扱を命ずる
経済部長　後藤　清
土岐地方事務所長に補する（以上一月四日）

○愛知県

◎県議会　二月二十日定例県議会を招集した。

○三重県

◎県議会　二月二十八日定例県議会を招集した。

○滋賀県

◎県議会　二月二十一日定例県議会を招集した。

○奈良県

◎県議会　二月二十九日定例県議会を招集した。

○鳥取県

◎人事　昭和二十六年十二月二十四日県選挙管理委員会委員の選挙を行つた結果次の者が当選した。
上根　政幸　平井　久子
窪田　国蔵　鎌田　石蔵
武井　正雄　円井　潔

○岡山県

◎県議会　二月二日招集した定例県議会は同四日閉会した。

○広島県

◎県議会　二月十九日定例県議会を招集した。

○山口県

◎県議会　二月十一日招集した定例県議会は同十三日閉会した。

○香川県

◎県議会　二月二十三日定例県議会を招集した。

○愛媛県

◎県議会　昭和二十六年十二月十八日招集した定例県議会は同二十一日閉会した。

○高知県

◎県議会　二月十八日定例県議会を招集した。

◎人事

副知事　広木　三郎
（各通）
出納長　久武　猛彦
願により本職を免ずる（二十六年十二月十八日）

○佐賀県

◎県議会　昭和二十六年十二月二十二日県議会を招集した。

○熊本県

◎県議会　一月三十日招集した定例県議会は二月五日閉会した。

○大分県

◎県議会　昭和二十六年十二月二十五日招集した定例県議会は同二十七日閉会した。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第88号

福島線沿田・郡山の間等距離における賃率の収受について、昭和27年3月31日限り廃止する。

昭和27年3月17日
日本国有鉄道総裁　真鍋儀十郎

法務庁公告

○押収物還付公告

福岡地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一三四一号（渡辺健一本）
○同押第一三六八号（森田義徳強盗傷害事件）
○昭和二十四年押第四〇五号（辛島魁）
○同押第四〇九号（秋重要助）
○同押第三一〇一号（橋本茂外一名窃盗事件）
○同押第八一号（李相桂外一名傷害事件）
○同押第七二九号（鶴宮一夫）
○同押第六四二号（寒竹鶴吉）
○同押第七一千五百三十一号（西春雄峰犯罪法違反被告事件）
○同押第七一五号（安浦和文外一名）
○同押第四七五号（布製カバン一個）
○同押第六一千二百三十一号（現金一千五百円）
○同押第七二九号（現金一千八十円）
○同押第六四二号（国防色作業衣一個）
○同押第七一五号（国防色作業衣一枚）
○同押第七一五号（西春雄峰犯罪法違反被告事件）
○同押第七一五号（消火器一本）
○同押第六三二号（入口敬祐窃盗被告事件）
○同押第六三二号（合鍵九個）
○同押第六三二号（布製カバン一個）
○同押第四七五号（安浦和文外一名）
○同押第四七五号（布製手提カバン一個）
○同押第六一千五百三十一号（現金一千五百三十一円）
○同押第七二九号（現金一千八十円）
○同押第六四二号（国防色作業衣一枚）
○同押第七一五号（国防色作業衣一枚）
○同押第七一五号（ペンチ一個）
○同押第七一五号（布製手提カバン一個）
○同押第七一五号（布製手提カバン一個）
○同押第七一五号（布製手提カバン

昭27.3.17.　第7556号

○同領第五号（同）
四、風呂敷　二枚
五、手提袋　一個
○同領第五〇号（同）
換価金　千五百七十六円
二、精糧米　一個
三、布袋　四枚
○同領第五六号（同）
換価金　五百八十五円
二、袋　小麦　一枚
○同領第五六九号（同）
換価金　八千百二十七円
二、袋　白米　十枚
○同領第五七〇号（同）
換価金　千百六十一円
二、袋　白米　一枚
○同領第五七一号（同）
換価金　千七百四十二円
三、風呂敷　四枚
○同領第五七二号（同）
換価金　九百八十七円
三、袋　風呂敷　一枚
○同領第五七五号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第五七六号（同）
換価金　千四十五円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五七七号（同）
換価金　八百十三円
三、袋　白米　五枚
○同領第五七八号（同）
換価金　六百三十九円
三、袋　風呂敷　一枚
○同領第五八〇号（同）
換価金　八百十三円
三、袋　白米　五枚
○同領第五八一号（同）
換価金　千三百三十五円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五八二号（同）
換価金　九百二十九円
三、袋　風呂敷　二枚

○同領第五八三号（同）
換価金　千四十五円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五八四号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　手提　二個
○同領第五八五号（同）
換価金　千七百四十二円
一、袋　白米　一枚
○同領第五八六号（同）
換価金　千八百二十六円
二、袋　風呂敷　二枚
○同領第五八七号（同）
換価金　四百三十六円
二、袋　押麦　一枚
○同領第五八八号（同）
換価金　千八百五十七円
四百三十六円
三、袋　手提　三個
○同領第五八九号（同）
換価金　八百七十一円
二、袋　白米　一枚
○同領第五八九一号（同）
換価金　五千百八円
二、袋　白米　一枚
○同領第五八九二号（同）
換価金　五千百八円
三、袋　風呂敷　四枚
○同領第五八九三号（同）
換価金　千二百六十一円
三、袋　風呂敷　五枚
○同領第五八九四号（同）
換価金　四千四百四十一円
二、袋　白糯　五枚
○同領第五八九五号（同）
換価金　千四百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五八九六号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　二枚

○同領第五九七号（同）
換価金　千二百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五九八号（同）
換価金　千四百五十一円
三、布袋　二枚
○同領第五九九号（同）
換価金　千七百四十一円
三、風呂敷　三枚
○同領第五九九一号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　一枚
○同領第五九九二号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第五九九三号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　三枚
○同領第五九九四号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第五九九五号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第五九九六号（同）
換価金　千七百四十一円
三、竹籠　一個
○同領第六〇〇号（同）
換価金　千七百四十一円
三、風呂敷　一枚
○同領第六〇一号（同）
換価金　二千七百五十六円
一、精糧米　二枚
○同領第六〇二号（同）
換価金　千七百四十二円
三、布袋　三枚
○同領第六〇三号（同）
換価金　千七百四十二円
四、風呂敷　二枚
○同領第六〇四号（同）
換価金　千七百四十二円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第六〇五号（同）
換価金　二千三十二円
三、袋　白米　一枚
○同領第六〇六号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第六〇七号（同）
換価金　千百九十円
三、籠　一個
○同領第六〇八号（同）
換価金　千八百五十八円
三、袋　白米　一枚
○同領第六〇九号（同）
換価金　千七百四十二円
四、籠　一個
○同領第六〇九一号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第六〇九二号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同領第六〇九三号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白糯　二枚
○同領第六〇九四号（同）
換価金　八百八十三円
三、袋　風呂敷　四枚
○同領第六〇九五号（同）
換価金　二千三十二円
三、袋　白米　一枚
○同領第六〇九六号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　三枚
○同領第六〇九七号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第六〇九八号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　三枚
○同領第六〇九九号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同領第六一〇号（同）
換価金　二千七百五十六円
二、精糧米　二枚
○同押第三一号（同）
換価金　千四百五十一円
三、布袋　二枚
○同押第三一一号（同）
換価金　千七百四十一円
三、風呂敷　一枚
○同押第三一二号（同）
換価金　千七百四十一円
三、竹籠　一個
○同押第三一三号（同）
換価金　千七百四十一円
三、風呂敷　一枚
○同押第三一四号（同）
換価金　千七百四十一円
一、精糧米　二枚
○同押第三一五号（同）
換価金　千二百四十一円
三、布袋　二枚
○同押第三一六号（同）
換価金　千七百四十一円
四、風呂敷　六枚
○同押第三一七号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三一八号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　四枚
○同押第三一九号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三二〇号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　三枚
○同押第三二一号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三二二号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　三枚
○同押第三二三号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三二四号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白糯　二枚
○同押第三二五号（同）
換価金　千二百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三二六号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三二七号（同）
換価金　千百九十円
三、籠　一個
○同押第三二八号（同）
換価金　千八百五十八円
三、袋　白米　一枚
○同押第三二九号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三三〇号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三三一号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三三二号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三三三号（同）
換価金　千七百四十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三三四号（同）
換価金　千二百四十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三三五号（同）
換価金　千四十五円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三三六号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　手提　二個
○同押第三三七号（同）
換価金　千七百四十二円
一、袋　白米　一枚
○同押第三三八号（同）
換価金　千七百四十二円
三、風呂敷　二枚
○同押第三三九号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三四〇号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白糯　五枚
○同押第三四一号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　二枚
○同押第三四二号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三四三号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　四枚
○同押第三四四号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三四五号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　五枚
○同押第三四六号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三四七号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　八枚
○同押第三四八号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三四九号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　風呂敷　九枚
○同押第三五〇号（同）
換価金　千百六十一円
三、袋　白米　一枚
○同押第三五一号（同）
換価金　三百円
一、刺網　一
○同押第三五二号（同）
換価金　四百九十五円
一、同　六百円
○同押第三五三号（同）
換価金　三百二十円
一、鮭　流網　一
○同押第三五四号（同）
換価金　三百二十円
一、鮭　流網　一
○同押第三五五号（同）
換価金　六百円
一、鮭　流網　一
○同押第三五六号（同）
換価金　五百六十円
一、鮭　流網　一
○同押第三五七号（同）
換価金　三百二十円
一、鮭　流網　一
○同押第三五八号（同）
換価金　七百二十円
一、鮭　流網　一
○同押第三五九号（同）
換価金　千八百五十八円
一、同　一
○同押第三六〇号（同）
換価金　七百二十円
一、鮭　流網　一
○同検第七六〇号（高橋健蔵外一名北海道漁業取締規則違反事件）
一、川舟　一
一、流網　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
矢板区検察庁
○昭和二十九年保第六六〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米等　換価金　千七百八十六円
○同保第六六一号（同）
一、同　五百十一円
○同保第六六二号（同）
一、同　三千四百三十三円
○同領第六〇号（同）
一、同　三百十八円
○同領第六一号（同）
一、同　八百三十一円
○同領第六四号（同）
一、同　六百八十円
○昭和二十四年領第二二五号（高橋武次外一名同）
一、木綿袋　二枚
一、風呂敷　一枚
一、リックサック　一個
一、靴下止め　一個
一、呂地袷の袖　一組
一、メリンス風呂敷　一枚
一、背広上衣ボロ布　一枚
一、白木綿靴足　一足
一、ズック靴　一足
一、風呂敷　一枚
一、白木綿　一枚
一、ボート　一本
○同領第二三五号（江口健司同）
一、赤色風呂敷　一枚
一、布袋　一枚
○昭和二十六年領第三一一号（呂煥震外十名諸曹事件）
一、現金　百十円
○同領第四九五号（安達秀夫遺失物横領事件）
一、松木炭　一俵
一、同　木炭　一俵
○同領第四九六号（福田ヒデ同）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島高等検察庁松江支部
○昭和二十六年領第七三号（高奎坤強盗殺人窃盗事件）
松丸太　一本
岐阜地方検察庁
○昭和二十七年押第五〇号（陳辰秀外六、KYB号中古自転車　一台
二名窃盗被疑事件）
七、富士号中古自転車　一台

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十七年押第九一号（山本一郎外一名）
○同押第一六一号（今井正雄同）
一、米等　換価金　九百二十一円

○同押第二〇三六号（朴決出こと新井勇和他四名証拠湮滅食糧管理法違反事件）
一、中古自転車　四台
○同押第二一六号（向山金吾食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　六百三十円
○同押第二二八号（鮎川勇他一名窃盗、横領事件）
一、ワイヤーロープ　一巻
○同押第二四六一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、黒革手提鞄　一個
○同押第二四六六号（同）
一、黒皮二つ折財布　一個
三、同　一個
四、同　一個
○同押第二四六七号（同）
一、黒皮製二つ折財布　一個
二、ナイロン製青色チャック付財布　一個
○同押第二四六八号（同）
一、チョコレート色チャック付二つ折皮財布　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百十九条により公告する。
石岡区検察庁
○昭和二十六年領第二七三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　三百八十三円
○同領第二七四号（同）
一、精米　換価金　二千六百八十一円
二、紙袋　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第二七五号（同）
一、精米　換価金　二千七百四十一円
二、風呂敷　二枚
三、手提袋　一枚
四、紙袋　三枚
五、紙袋　四枚
六、紙箱　一
○同領第二七六号（同）
一、精米　換価金　四千七百四十一円
二、風呂敷　十二枚
○同領第二七七号（同）
一、精米　換価金　一千七百八十四円
二、トランク　一
三、風呂敷　二枚
四、布袋　一枚
五、紙袋　一枚
○同領第二七八号（同）
一、精米　換価金　三千六百三十三円
二、リュックサック　一
三、風呂敷　七枚
四、手提籠　一
五、手提袋　一枚
六、布袋　一枚

○同押第二一三号（田口餌次郎漁業法違反事件）
一、刺網　換価金　百円
○同押第一六五号（浜野誠食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　千四十九円六十銭
○同押第一七八号（柳沢俊次物価統制令違反事件）
一、米　換価金　千七十七円三十七銭
○同押第一八二号（多賀谷峰太郎同）
一、米　換価金　五百十一円六十三銭
○同押第一九一号（堺某食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　三百八十九円六十銭
甲府区検察庁
○昭和二十三年押第一六号（内田わき食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　一百二十三円七十三銭
○同押第一五九四号（斎木庫傷害事件）
一、自転車用ドライバー　一丁
○同押第一六四八号（宮木さよ食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　五十円八十五銭
○昭和二十四年押第二〇九号（高津日吉他一名窃盗事件）
一、木綿袋　二枚
二、風呂敷　一枚
○同押第六九八号（原子厳他一名食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　一千四百十二円七十銭
○同押第二一五三号（萩原森男同）
一、米等換価金　七百五十四円七十四銭
○同押第三四〇六号（長田武男他一名窃盗事件）
二、女物黒花緒ゴム裏草履　一足
○昭和二十五年押第三八〇〇号（市村時蔵食糧管理法違反事件）
一、麻袋　二枚
○昭和二十六年押第三三七号（川上吾守他二名窃盗賍物故買事件）
一、ズック製袋　一枚
三、男物ズボン　一枚
○同押第三〇六号（吉田千佐雄食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　一万五千九百八十五円
○同押第一六二一号（今井正雄同）
一、米等換価金　九百二十一円

○同押第三三五号（同）
一、精糧米　二枚
換価金　二千七百五十六円
○同押第三三六号（同）
一、布袋　二枚
○同押第三三七号（同）
一、風呂敷　二枚
○同押第三三八号（同）
一、同　二枚
○同押第三三九号（同）
一、同　二枚
○同押第三四〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三四一号（同）
一、同　二枚
○同押第三四二号（同）
一、同　二枚
○同押第三四三号（同）
一、同　二枚
○同押第三四四号（同）
一、同　二枚
○同押第三四五号（同）
一、同　二枚
○同押第三四六号（同）
一、同　二枚
○同押第三四七号（同）
一、同　二枚
○同押第三四八号（同）
一、同　二枚
○同押第三四九号（同）
一、同　二枚
○同押第三五〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三五一号（同）
一、同　二枚
○同押第三五二号（同）
一、同　二枚
○同押第三五三号（同）
一、同　二枚
○同押第三五四号（同）
一、同　二枚
○同押第三五五号（同）
一、同　二枚
○同押第三五六号（同）
一、同　二枚
○同押第三五七号（同）
一、同　二枚
○同押第三五八号（同）
一、同　二枚
○同押第三五九号（同）
一、同　二枚
○同押第三六〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三六一号（同）
一、同　二枚
○同押第三六二号（同）
一、同　二枚
○同押第三六三号（同）
一、同　二枚
○同押第三六四号（同）
一、同　二枚
○同押第三六五号（同）
一、同　二枚
○同押第三六六号（同）
一、同　二枚
○同押第三六七号（同）
一、同　二枚
○同押第三六八号（同）
一、同　二枚
○同押第三六九号（同）
一、同　二枚
○同押第三七〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三七一号（同）
一、同　二枚
○同押第三七二号（同）
一、同　二枚
○同押第三七三号（同）
一、同　二枚
○同押第三七四号（同）
一、同　二枚
○同押第三七五号（同）
一、同　二枚
○同押第三七六号（同）
一、同　二枚
○同押第三七七号（同）
一、同　二枚
○同押第三七八号（同）
一、同　二枚
○同押第三七九号（同）
一、同　二枚
○同押第三八〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三八一号（同）
一、同　二枚
○同押第三八二号（同）
一、同　二枚
○同押第三八三号（同）
一、同　二枚
○同押第三八四号（同）
一、同　二枚
○同押第三八五号（同）
一、同　二枚
○同押第三八六号（同）
一、同　二枚
○同押第三八七号（同）
一、同　二枚
○同押第三八八号（同）
一、同　二枚
○同押第三八九号（同）
一、同　二枚
○同押第三九〇号（同）
一、同　二枚
○同押第三九一号（同）
一、同　二枚
○同押第三九二号（同）
一、同　二枚
○同押第三九三号（同）
一、同　二枚
○同押第三九四号（同）
一、同　二枚
○同押第三九五号（同）
一、同　二枚
○同押第三九六号（同）
一、同　二枚
○同押第三九七号（同）
一、同　二枚
○同押第三九八号（同）
一、同　二枚
○同押第三九九号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇〇号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇一号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇二号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇三号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇四号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇五号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇六号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇七号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇八号（同）
一、同　二枚
○同押第四〇九号（同）
一、同　二枚
○同押第四一〇号（同）
一、同　二枚
○同押第四一一号（同）
一、同　二枚
○同押第四一二号（同）
一、同　二枚
○同押第四一三号（同）
一、同　二枚
○同押第四一四号（同）
一、同　二枚
○同押第四一五号（同）
一、同　二枚
○同押第四一六号（同）
一、同　二枚
○同押第四一七号（同）
一、同　二枚
○同押第四一八号（同）
一、同　二枚
○同押第四一九号（同）
一、同　二枚
○同押第四二〇号（同）
一、同　二枚
○同押第四二一号（同）
一、同　二枚
○同押第四二二号（同）
一、同　二枚
○同押第四二三号（同）
一、同　二枚
○同押第四二四号（同）
一、同　二枚
○同押第四二五号（同）
一、同　二枚
○同押第四二六号（同）
一、同　二枚
○同押第四二七号（同）
一、同　二枚
○同押第四二八号（同）
一、同　二枚
○同押第四二九号（同）
一、同　二枚
○同押第四三〇号（同）
一、同　二枚
○同押第四三一号（同）
一、同　二枚
○同押第四三二号（同）
一、同　二枚
○同押第四三三号（同）
一、同　二枚
○同押第四三四号（同）
一、同　二枚
○同押第四三五号（同）
一、同　二枚
○同押第四三六号（同）
一、同　二枚

P. 280

第7556号

一〇三二一〇同　一〇三二一〇同　一〇三二一〇五四三二一〇同　紙風袋換押精第手紙布風精第手紙布風精第袋呂米二七九
精第木チ精第赤精第布風同第精第三色風同第精第三色風同第精第三色

第7556号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外 ◉附録 三月十三日付衆会第二十号八頁●同十四日付参会第二十二号一六頁

田辺製薬

希望を招く……結核療法

Q.C.P.
ニッパス

結核は昔から不治の病といわれていましたが、外科療法の進歩や優秀な化学療法剤の出現によつて前途に明るい希望をなげかけています。中でも化学療法剤ニッパスは内服で熱、咳等種々の症状を好転せしめると共に品質管理製品であるため安心して服用出来るので好評を博しております。

肺結核(滲出性)、腸結核
喉頭結核、咽頭結核

錠剤	200錠	500錠
糖衣錠	200錠	1000錠
粉末	100瓦	500瓦
注射用	1瓦、2瓦各5管	

第二十八期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部

商品	八一、二九〇、三七八・〇九
売掛金	五〇、六三九、七五七・七三
受取手形	二四八、九二九、一七一・三三
銀行預金及現金	一七〇、〇六三、九一〇・六四
貸出金及有価証券	三、一九七、四九九・〇〇
仮払金	四、六六八、九一六・九九
前払金	三、五〇五、〇五九・五八
土地及家屋	一六、〇九九、二四〇・二六
機械及器具	五、七一四、七六六・〇〇
保証金	六三、〇〇〇・〇〇
繰延資産	二、一三五、五二四・三〇
合計	五八六、八六六、一七三・九二

負債の部

諸積立金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸税納付準備金	二六、八五四、四八八・九八
買掛金	七、〇〇〇、四八二・二七
支払手形	一三三、一二三、八三五・〇〇
引受手形	二六八、五九一、五四三・二〇
借入金	一二二、四五五、六九八・〇〇
仮受及前受金	二、七〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金	五、二一四、八〇三・〇〇
前期繰越金	七、二一九、八三〇・〇〇
当期利益金	一、〇六八、五九三・四七
合計	二、六三六、九〇〇・〇〇
	五八六、八六六、一七三・九二

東京都千代田区六番町十一番地
佐藤産業株式会社

第五十八期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

不動産	一四、九二九、一三五・一六
有価証券	一、八九三、一四九・六〇
機械及装置	六一一、六三八・七〇
工具、器具、備品	一三九、六三六・〇〇
貯蔵品	六六一、八五〇・九一
売掛金	八五、四七三・七六
仮貸付金	三、二五一、〇八一・八九
組合出資金	三五六、一二六・三六
未収入金	四、七五三・〇〇
預金及現金	七、七九九・八四
合計	四六、八一四・五九
	三一、九八七、四五九・八一

負債の部

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一九、七三〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一五、八四〇、八三四・〇〇
借入金	一、五二四、六六八・〇〇
仮受金	一二八、九六一・八八
未払金	四二三、九五九・二五
前期繰越金	二六一、〇一九・四五
当期利益金	六一一、七一七・二三
合計	二一、九八七、四五九・八一

東浜植林株式会社

第四期決算公告

昭和二十六年十一月三十五日現在

貸借対照表

方

土地	二四九、〇〇〇・〇〇
建物及工場設備	四、一七九、六三〇・〇〇
機械器具	一、六六八、二九七・〇〇
仮払金	二六九、二八五・〇〇
有価証券	五〇、〇〇〇・〇〇
受取手形	九五七、五六五・〇〇
染料、薬品、燃料	五、四四一、三四四・六五
売掛金	五、二八二、三三二・五〇
銀行預金及現金	三、〇五二、九八九・一〇
合計	二二、一五〇、四四三・二五

貸方

資本金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一六〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一四〇、〇〇〇・〇〇
研究基金	五〇、〇〇〇・〇〇
借入金	六、八五〇、〇〇〇・〇〇
保証金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	一五五、八三二・五〇
支払手形	四、二二六、五二四・〇〇
割引手形	九五七、五六五・〇〇
買掛金	一、三九六、六四〇・〇〇
当期繰越金	一〇七、〇六五・一二
当期利益金	四、五〇六、八一六・六三
合計	二一、一五〇、四四三・二五

株式会社富士染工場

第五十八回貸借対照表

資産の部

土地	一二、四〇七・二七
建物	六、二六六・八九
什器備品	八一九、六三七・六五
商品	一、〇五〇、五三八・〇九
工場勘定	九一八、二八二・四〇
売掛金	三五、五四・四七
仮出金	二八、七九七・五〇
預け金	五七、〇一〇・五九
現金	二、九二八、五〇四・八六
合計	一一、一五〇、四四三・二五

負債の部

資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	七八、六〇〇・〇〇
別途積立金	四五、七〇〇・二六
前期繰越金	五〇、一七二・四二
当期利益金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	三三、七三七・四一
役員賞与金	七九八、〇〇七・〇二
未払金	一一一、五四九・七四
借入金配当金	七二三、一六五・〇九
仮受金	三八、五七二・九二
掛買金	二、九二八、五〇四・八六
昭和二十六年十二月	

株式会社堂阪製作所

第一回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日

貸借対照表

方

現金	二〇、六〇〇・〇〇
銀行預金	三〇三、四二二・四九
什器備品	四一、六五一・〇〇
売掛金	二三四、四六七・九〇
受取手形	二、九〇六、二一七・六〇
定期預金	五七〇、〇〇〇・〇〇
保証金	一四二、六〇〇・〇〇
積立金	二九四、八〇〇・〇〇
仮払金	二六五、四八〇・〇〇
商品	三、〇五二、九八九・一〇
合計	五、八七七、六〇四・九九

貸方

資本金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	九二〇、〇二二・〇〇
借入金	六六〇、〇〇〇・〇〇
支払手形	一、二八三、三八二・〇〇
割引手形	一、七五二、五〇三・二〇
当期利益金	四六一、六九七・七九
合計	五、八七七、六〇四・九九

昭和二十七年三月十七日

株式会社北糸商店

第十九回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

土地	三九〇、〇一二・一〇
建物	八、四〇四、七〇四・四七
機械器具	五、一七五、八五五・〇〇
築造物	二、四七四、四六一・〇〇
装置物	三三、二四五・〇〇
車輌運搬具	五二五、三九四・〇〇
什器備品	二五〇、〇〇〇・〇〇
蓄牛馬	二、〇〇〇・〇〇
有価証券	二二四、二四七・〇〇
仮払金	七九、四九七・〇〇
売掛金	一九、七五八・五〇
貯蔵品	一一六、〇四九・六四
預商品	三八、六〇一・四三
現金	一八、三六八、四五九・七四
当期損失金	
合計	

負債の部

資本金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一〇九、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三一六、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一四、四四九、七四一・三八
借入金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	五九三、七一八・三六
合計	一八、三六八、四五九・七四

右之通候也

昭和二十七年三月十日

群馬県利根郡片品村東小川

株式会社丸沼温泉ホテル

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円・送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)三二一五九　振替東京一九〇〇　官報局
印刷庁

昭27. 2.

昭和二十七年三月十七日　第七五五六号　附録

昭和二十七年二月官報目録

本紙　第七五一八号から
号外　第七五四二号まで
第　五　号から
第　一三　号まで

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものを掲載する。
4. 物価号外目録は物価号外に添附する。

法律

		日	号外	頁
一	罹災都市借地借家臨時処理法第二五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律	一九		三七七
二	皇室経済法の一部改正	二九		五六九
三	皇室経済法施行法の一部改正	二九		五六九

政令

		日	号外	頁
八	北緯三〇度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令等の一部改正	一		一
九	鹿児島県大島郡十島村に関する渡航及び出入国関係諸法令の適用に関する政令	一		一
一〇	港湾法施行令の一部改正	一		一
一一	所得税法施行規則の一部改正	二		二九
一二	法人税法施行規則の一部改正	二		三三
一三	鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	四		五三
一四	同右に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置等に関する政令	四		五三
一五	親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令	九		一八一
一六	鹿児島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令	九	6	一
一七	同右に関する警察関係法令等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	九	6	一
一八	同右に関する財政法等の適用に関する政令	九	6	一
一九	同右に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令	九	6	二
二〇	同右に関する郵政事業及び電気通信業務関係法令の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	九	6	二
二一	繭糸価格安定法施行令	一三		二四九
二二	鹿児島県大島郡十島村に関する厚生省関係諸法令の適用に関する政令	一五		三二三
二三	登録税法施行規則の一部改正	一五		三二三
二四	連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正	一五		三二三
二五	ドイツ財産管理令の一部改正	一五		三二七
二六	毒物及び劇物を指定する政令	一九		三七七
二七	漁業法施行令の一部改正	二		四二五
二八	モノフルオールル醋酸ナトリウム取扱基準令	二		四五七
二九	鹿児島県大島郡十島村に関する電波法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	二九		五七〇
三〇	計量法第一一條第三項の計量器に関する政令	二九	12	一
三一	計量器検定令	二九	12	一
三二	計量器使用公差令	二九	12	一七
三三	計量取締令	二九	12	二八
三四	計量法関係手数料令	二九	12	二九
三五	計量法第二二五條の検定等の事務に従事する職員に関する政令	二九	12	三三

條約

		日	号外	頁
一	国際連合食糧農業機関憲章	一五		三三〇

最高裁判所規則

		日	号外	頁
一	裁判所職員に関する臨時措置規則	六		一〇一
二	裁判官の報酬等の支給定日に関する規則	六		一〇一
三	裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則	一三		二五〇

府令

●総理府

		日	号外	頁
一	特別調達局の連絡事務所の名称等を定める府令の一部改正	二三		四七三
二	総理府内部部局組織規程の一部改正	二九		五七〇

●総理府、大蔵省、通商産業省

		日	号外	頁
一	外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令の一部改正	二		一〇九

省令

●外務省

		日	号外	頁
三	外国人登録令施行規則等の一部改正	一		一〇一

●大蔵省

		日	号外	頁
四	鹿児島県大島郡十島村における通貨の交換手続等に関する省令	六		一〇一

●法務府

		日	号外	頁
八	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正	一		一
九	〃	六		一〇一
一〇	〃	七		一三三
一一	〃	二九		五七〇
一二	人権擁護委員協議会及び人権擁護委員協議会連合会組織規程の一部改正	一六		三四一
一三	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正	二八		五五三
一四	登記事務委任規則の一部改正（一〇参照）	二八		五五三

府令

省令

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目録

五　関税法第一〇四條等の規定に基き、附隅島しょを定める等の省令の一部改正　六　一〇三

六　国家公務員等の旅費支給規程の一部改正　九　6　三

七　米国対日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令の一部改正　一四　二六一

八　所得税法施行細則の一部改正　二六　四三

九　法人税法施行細則の一部改正　二六　四三

一〇　不動産登記の嘱託書を指定する省令の一部改正　二七　四四一

一一　保険業法施行規則の一部改正　二六　四五三

●文部省

三　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正　八　五六一

●文部省、厚生省

一　保育所則及産婦人科病院学校薬剤師法施行規則の一部改正　一一　二〇九

●厚生省

四　厚生省組織規程の一部改正　九　三七七

五　未復員者給与法災害給与施行規則　二〇　五九

六　食品衛生法施行規則の一部改正　二一　四五七

●農林省

二　食糧管理法施行規則の一部改正　二　三五

三　〃　二三　二五〇

四　蘭系品格安定法施行規則　一四　二六二

五　蘭系調査規則　一四　二六四

●通商産業省

五　計量法関係公聴会規則　一　二

六　計量器関係事業規則　元　一

七　計量器製造事業許可基準規則　元　一九

八　計量器修理事業許可基準規則　元　一九

九　計量安全確保規則　元　二〇

一〇　計量証明事業規則　元　二三

一一　計量関係取締規則　元　二五

一二　計量士登録規則　元　二六

一三　計量器使用事業等指定規則　元　二四

一四　計量法施行法施行規則　元　二一三

13　13

●運輸省

五　海上運送法施行規則等の一部改正　七　一三五

六　港湾建設部工事事務所等組織規程の一部改正　三　二五一

七　運輸省組織規程の一部改正　六　二四一

八　運輸審議会一般規則　六　二四一

●郵政省

一　外国郵便規則の一部改正　一一　二〇九

二　鳩島県大島郡十島村に関する日本円に切り替えられた郵便貯金及び郵便為替の取扱の経過措置に関する省令　一一　二〇九

●電気通信省

一　私設電信電話設備業務電信公衆通信取扱規則の一部改正　一九　二五

●労働省

一　職業安定法施行規則の一部改正　一　二

●建設省

二　地方建設局組織規程の一部改正　一　二

本省部令

●郵政省、経済安定本部

一　外国郵便料金規則の一部改正　一一　二一〇

二　外国郵便為替料金規則の一部改正　二四　二六四

規則

●公益事業委員会

二　電気事業関係公益事業令施行規則の一部改正　二五　四五

三　ガス事業関係公益事業令施行規則の一部改正　二七　四四一

●外国為替管理委員会

一　外国為替等集中規則等の一部改正　一一　二一〇

二　櫻弾決済方法に関する規則の一部改正　八　三六一

三　〃　二五　四〇五

●電波監理委員会

二　白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式　八　四四

●文化財保護委員会

一　文化財保護法に基く身分証明証票規則　一　二

告示

●総理府

二五　東京都第六区選出の衆議院議員の補欠選挙に関し、候補者が党籍に投ずる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定　一　二三

二六　町村警察の廃止　四　四四

二七　連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令　八　三六一

二八　右同令により電気通信大臣に通知した事項　八　三六一

二九　右同令により財産を譲渡し又は引き渡す命令　八　三六一

五三　〃　三五　四五

三〇　連合国財産指定　九　三六

三一　連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡する命令　九　三六

三二　市村の境界変更（福島県）　三　四三五

三三　町村の境界変更（福島県）　三　四三五

三四　〃（福井県）　三　四三五

三七　〃（福岡県）　三　四三六

三五　村の境界変更（静岡県）　三　四三五

三六　〃（愛知県）　三　四三五

三八　〃（神奈川県）　三　四九九

三九　〃（石川県）　三　四九九

三七（三四参照）

三八（三六参照）

三九　村の廃置分合（京都府）　三　四三五

四〇一（三〇参照）

四六　ドイツ財産でなくなる財産指定　三　四三五

四七　村を町とする処分（北海道恵庭町）　三五　四五五

四八　〃（同女鹿別町）　三五　四五五

四九　〃（同幌別町）　三五　四五五

五〇　〃（同大樹町）　三五　四五五

五一　〃（同三石町）　三五　四五五

五二　〃（同興部町）　三五　四五五

五三　（一九参照）

●統計委員会

一　昭和二四年統計委員会告示第一号の一部改正　四　六八

二　〃　二〇　五六八

●公益事業委員会

二　電気の使用制限の開始等について　二　三五

三　〃　二〇　五六一

四　電気事業関係公益事業令施行規則により暫司を要しない軽微な変更等について定める件　三　四三五

三六一（京都府）　三　四三五

四五〇一（同）　三　四三五

三一　町の境界変更（長野県）　三　四九九

三二　市村の廃置分合（愛知県）　三　四九九

三四　〃（鹿児島県）　三　四九九

三三（三〇参照）

三四（三三参照）

三五一（三〇参照）

三九　村の廃置分合（京都府）　三　四三五

四四五〇一（三〇参照）

四六　ドイツ財産でなくなる財産指定　三　四三五

四七　村を町とする処分（北海道恵庭町）　三五　四五五

四八　〃（同女鹿別町）　三五　四五五

四九　〃（同幌別町）　三五　四五五

五〇　〃（同大樹町）　三五　四五五

五一　〃（同三石町）　三五　四五五

五二　〃（同興部町）　三五　四五五

五三　（一九参照）

●統計委員会

一　昭和二四年統計委員会告示第一号の一部改正　四　六八

二　〃　二〇　五六八

●公益事業委員会

二　電気の使用制限の開始等について　二　三五

三　〃　二〇　五六一

四　電気事業関係公益事業令施行規則により暫司を要しない軽微な変更等について定める件　三　四三五

●国家公安委員会

一　公設火災報知機規格の勧告　二　三五

二　公設火災報知機設備規格の勧告　二　三七

三　公設火災報知機保守規格の勧告　二　三六

四　公設火災報知機検定規程　二　三六

●地方財政委員会

二　地方競馬を行うことのできる村指定（新潟県大島村）　四　五四

三　〃（香川県豊打村）　四　五四

四　自転車競走を行うことのできる市指定（桑名市）　三　三五一

五　〃（谷崎市）　三　三五一

●外国為替管理委員会

一　期限付のアメリカ合衆国通貨表示の手形の決済による輸入の標準決済方法　一一　二一一

二　昭和二五年外国為替管理委員会告示第一号の一部改正　八　三六一

●電波監理委員会

三四一　無線局の空中線の型式等変更（国家公安委員会所属琵琶島地区警察署構内）　一　三五

三四一　〃（同右所属琵琶島警察署内）　一　三五

四一〇　〃（同右所属那覇西地区警察署）　五　四七

四一一　〃（同右所属屋嘉警察署木頭派出所）　五　四七

四一二　〃（同右所属三厩地区警察署）　五　四七

四八五　〃（日本国有鉄道所属北見非常局）　九　二四

三四三　無線局の空中線電力変更（国家公安委員会所属北宇和地区警察署）　一　三五

四五五　〃（第二共栄丸）　六　一〇九

四五六　〃（第二興南丸）　六　一〇九

四五七　〃（第三新生丸）　六　一一〇

三四四　無線局の電波の型式等変更（航空庁所属大島無線標識局）　一　二四

三六七　〃（津鷹丸）　四　三六

三七六　〃（第八有漁丸）　四　三六

三七八　〃（第七松丸）　四　三九

四二七　〃（第五欣盛丸）　六　一〇三

四二八　〃（第六　五水丸）　六　一〇三

四二九　〃（第六共同丸）　六　一〇三

四三〇　〃（鶴喜丸）　六　一〇三

四三一　〃（第一盛昇丸）　六　一〇四

四三二　〃（常和丸）　六　一〇四

四三三　〃（第二定勝丸）　六　一〇四

四三四　〃（第一貫丸）　六　一〇四

四三五　〃（第三号三立丸）　六　一〇五

四三六　〃（第一勝運丸）　六　一〇五

四四一　〃（海上保安庁所属伏木実用心試験局）　六　一〇六

六四八　〃（航空庁所属福岡無線標識局）　九　二六一

三四五　無線局の呼出符号等変更（海上保安庁所属琵琶島固定局）　一　二四

三四六　無線局の免許（海上保安庁所属）　一　二四

三五一　〃（りんどう）　一　二五

三五六　〃（つばき）　一　二六

四〇一三　〃（国家公安委員会所属）　五　四八

四〇四　〃（海上保安庁所属）　五　四八

四〇〇九五一　〃（同）　五　四八

四四一一四三　〃（同）　五　四九

四四四七六　〃（建設省所属）　六　一〇七

四四六六四一　〃（名古屋市公安委員会所属）　八　一四九

四四六六五　〃（同）　八　一五〇

五五二一四一　〃（国家公安委員会所属）　一一　二三四

五五二一九五一　〃（同）　一一　二三四

五五三三四〇一　〃（同）　一一　二三五

五五三三五九五一　〃（同）　一一　二三六

五五四四三〇一　〃（同）　一一　二三七

五五五五三　〃（さわぎく）　一二　二三四

五五五六　〃（ゆうまつ）　一二　二三四

五五五七　〃（よしの）　一二　二三四

五五五八　〃（第十仲洋丸）　一二　二三五

五五五九　〃（こすもす）　一二　二三五

五五六〇　〃（ふゆうき）　一二　二三五

五五六一　〃（あじさい）　一二　二三六

五五六六一　〃（国家公安委員会所属）　一二　二三五

五五七七三〇一　〃（同）　一二　二三六

五五七七四一　〃（同）　一二　二三七

五五八七八〇一　〃（同）　一二　二三八

五五八八四一　〃（同）　一二　二三九

五五八八五　〃（同）　一二　二三〇

五五八八六一　〃（同）　一二　二三六

五五九九三〇一　〃（同）　一二　二三七

昭27・2・

閲覧

六六七八五一	〃（同）	三	四三
六六七七四一	〃（同）	三	四六
六六七七〇九	〃（同）	三〇	四〇一
六六七七六一	〃（同）	三〇	四〇二
六六七七八四	〃（同）	三〇	四〇三
六六七七八六	〃（同）	三〇	四〇四
六六七七八七	〃（同）	三〇	四〇五
六六七七八八	〃（同）	三〇	四〇六
六六七七八九	〃（同）	三〇	四〇七
六六七七九〇	〃（同）	三〇	四〇八
六六七七九一	〃（同）	三〇	四〇九
六六七七九二	〃（同）	三〇	四〇一〇
六六七七九三	〃（同）	三〇	四〇一一
六六七七九四	〃（同）	三〇	四〇一二
六六七七九五	〃（同）	三〇	四〇一三
六六七七九六	〃（同）	三〇	四〇一四
六六七七九七	〃（同）	三〇	四〇一五
六六七七九八	〃（同）	三〇	四〇一六
六六七七九九	〃（同）	三〇	四〇一七
六六七八〇〇	〃（同）	三〇	四〇一八
六六七八〇一	〃（同）	三〇	四〇一九
六六七八〇二	〃（同）	三〇	四〇二〇
六六七八〇三	〃（同）	三〇	四〇二一
六六七八〇四	〃（同）	三〇	四〇二二
六六七八〇五	〃（同）	三〇	四〇二三
六六七八〇六	〃（同）	三〇	四〇二四
六六七八〇七	〃（同）	三〇	四〇二五
六六七八〇八	〃（同）	三〇	四〇二六
六六七八〇九	〃（同）	三〇	四〇二七
六六七八〇〇	〃（同）	三〇	四〇二八
六六七八〇一	〃（同）	三〇	四〇二九
六六七八〇二	〃（同）	三〇	四〇三〇
六六七八〇三	〃（同）	三〇	四〇三一
六六七八〇四	〃（同）	三〇	四〇三二
六六七八〇五	〃（同）	三〇	四〇三三
六六七八〇六	〃（同）	三〇	四〇三四
六六七八〇七	〃（同）	三〇	四〇三五
六六七八〇八	〃（同）	三〇	四〇三六
六六七八〇九	〃（同）	三〇	四〇三七
六六七八〇〇	〃（同）	三〇	四〇三八
六六七八〇一	〃（同）	三〇	四〇三九
六六七八〇二	〃（同）	三〇	四〇四〇
六六七八〇三	〃（同）	三〇	四〇四一
六六七八〇四	〃（同）	三〇	四〇四二
六六七八〇五	〃（同）	三〇	四〇四三
六六七八〇六	〃（同）	三〇	四〇四四
六六七八〇七	〃（同）	三〇	四〇四五
六六七八〇八	〃（同）	三〇	四〇四六
六六七八〇九	〃（同）	三〇	四〇四七
六六七八〇〇	〃（同）	三〇	四〇四八
六六七八〇一	〃（海上保安庁所属）	三〇	四〇四九
六六七八〇二	〃（同）	三〇	四〇五〇
六六七八〇三	〃（同）	三〇	四〇五一
六六七八〇四	〃（同）	三〇	四〇五二
六六七八〇五	〃（同）	三〇	四〇五三
六六七八〇六	〃（同）	三〇	四〇五四
六六七八〇七	〃（同）	三〇	四〇五五
六六七八〇八	〃（同）	三〇	四〇五六
六六七八〇九	〃（同）	三〇	四〇五七
六六七八〇〇	〃（同）	三〇	四〇五八
六六七八〇一	〃（同）	三〇	四〇五九
六六七八〇二	〃（海上保安庁所属）	三〇	四〇六〇
六六七八〇三	〃（同）	三〇	四〇六一
六六七八〇四	〃（同）	三〇	四〇六二
六六七八〇五	〃（同）	三〇	四〇六三
六六七八〇六	〃（同）	三〇	四〇六四
六六七八〇七	〃（水産庁所属）	三〇	四〇六五

三四八　無線局の呼出名称変更

	（第一万栄丸）	一	一四
三五八	〃（朝日丸）	一	一七
三七七	〃（はつかり）	四	二六
四三七	〃（第二亀鶴丸）	六	二〇五
四三八	〃（桃丸）	六	二〇五
四三九	〃（みずとり）	六	二〇六
四四〇	〃（第三徳氏丸）	六	二〇六
六九七	〃（国家公安委員会所属鳥取県知事三瓶山）	三	四六一
七二七	〃（まなづる）	三五	四六六
七二八	〃（やまとり）	三五	四六六
七三〇	〃（わかさぎ）	三五	四六六

三四九　無線局の周波数変更（協力丸）　一　三五

三五〇　〃（もちづき）　一　三五

三五三	〃（第七新生丸）	一	三六
三六八	〃（海運丸）	四	四六
三六九	〃（第三昭栄丸）	四	四六
三七〇	〃（第二満吉丸）	四	四七
三七四	〃（朝日丸）	四	四八
三七五	〃（第五栄洋丸）	四	四八
四九三	〃（つくみ）	九	二六
四九四	〃（鳳鈴丸）	九	二六
四九五	〃（第十七金喜丸）	九	二六
四九六	〃（第二十七金喜丸）	九	二六
四九七	〃（第十八金喜丸）	九	二六
四九八	〃（伺海）	九	二六
四九九	〃（ずなみ）	九	二六
五〇〇	〃（第二十一鯉子丸）	九	二六
五〇一	〃（まなづる）	一一	三一
五〇二	〃（第五金昌羅丸）	一一	三一
五〇三	〃（昭和丸）	一一	三三
五〇四	〃（ふかみ丸）	一一	三三
五〇五	〃（喜久丸）	一一	三三
五〇六	〃（佐福丸）	一一	三三
五〇七	〃（光熙丸）	一一	三三
五〇八	〃（第五十一山田丸）	一一	三三
五〇九	〃（天洋丸）	一一	三三
五一〇	〃（第三浜丸）	一一	三四
五一一	〃（黒潮丸）	一一	三四
五一二	〃（第二漁鉄丸）	一一	三四
五一三	〃（第一稲荷丸）	一一	三五
五一四	〃（函館丸）	一一	三五
五一五	〃（第十五善喜丸）	一一	三五
五一六	〃（第三　三浦丸）	一一	三五
五一七	〃（第五東丸）	一一	三六
五一八	〃（秋豹丸）	一一	三六
五一九	〃（佐鶴丸）	一一	三六
五二〇	〃（第七大鳥丸）	一一	三六
五四九	〃（第三川神丸）	一三	三三
五五〇	〃（徳丸）	一三	三三
五五一	〃（第一宝蔵丸）	一三	三三
五五二	〃（第八伊藤丸）	一三	三三
五五三	〃（明天丸）	一三	三三
五五四	〃（さと）	一三	三四

三五一　無線局免許（第七東光丸）　一　三五

三五四	〃（日泰丸）	一	三六
三五五	〃（第五興南丸）	一	三六
三六四	〃（八坂丸）	四	三六
四九六	〃（第三鯉子丸）	九	二六
四九七	〃（第十鯉子丸）	九	二六
四九八	〃（伺海）	九	二六
四九九	〃（ずなみ）	九	二六
五〇〇	〃（第二十一鯉子丸）	九	二六
五〇一	〃（まなづる）	一一	三一
五〇二	〃（第五金昌羅丸）	一一	三一
五〇三	〃（昭和丸）	一一	三三
五〇四	〃（ふかみ丸）	一一	三三
五〇五	〃（喜久丸）	一一	三三
五〇六	〃（佐福丸）	一一	三三
五〇七	〃（光熙丸）	一一	三三
五〇八	〃（第五十一山田丸）	一一	三三
五〇九	〃（天洋丸）	一一	三三
五一〇	〃（第三浜丸）	一一	三四
五一一	〃（黒潮丸）	一一	三四
五一二	〃（第二漁鉄丸）	一一	三四
五一三	〃（第一稲荷丸）	一一	三五
五一四	〃（函館丸）	一一	三五
五一五	〃（第十五善喜丸）	一一	三五
五一六	〃（第三　三浦丸）	一一	三五
五一七	〃（第五東丸）	一一	三六
五一八	〃（秋豹丸）	一一	三六
五一九	〃（佐鶴丸）	一一	三六
五二〇	〃（第七大鳥丸）	一一	三六
五四九	〃（第三川神丸）	一三	三三
五五〇	〃（徳丸）	一三	三三
五五一	〃（第一宝蔵丸）	一三	三三
五五二	〃（第八伊藤丸）	一三	三三
五五三	〃（明天丸）	一三	三三
五五四	〃（さと）	一三	三四

		日	号外	頁
八一一	〃（青森県無線利用漁業協同組合所属）	二九		四三
八一二	〃（岩手県所属）	二九		四三
八一三	〃（宮城石巻船漁業協同組合所属）	二九		四三
八一四	〃（宮城漁業協同組合所属）	二九		四三
八一五	〃（宮城県所属）	二九		四三
八一六	〃（宮城県石巻無線漁業協同組合所属）	二九		四三
八一七	〃（気仙沼町漁業協同組合所属）	二九		四四
八一八	〃（福島県所属）	二九		四四
八一九	〃（福島県漁業協同組合連合会所属）	二九		四四
八二〇	〃（青森県無線利用漁業協同組合所属）	二九		四四
八二一	〃（山形県漁業協同組合所属）	二九		四五
八二二	〃（山形県漁業協同組合連合会所属）	二九		四五
八二三	〃（塩釜地区機船底曳網釣力漁業協同組合所属）	二九		四五
八二四	〃（江名町漁業協同組合所属）	二九		四五
八二五	〃（北海道漁業協同組合連合会所属）	二九		四五
三五一	（三四七参照）			
三五三	（三五〇参照）			
三五四	（三五一参照）			
三五六	（三四七参照）			
三五七	無線局の主たる停泊港変更（第五共進丸）	一		一七
三八〇	〃（昭和二六年電波監理委員会告示第一九三六号の無線局）	四		九
四一九	〃（俊洋丸）	五		八
四二〇	〃（くま）	五		八
三五八	（三四八参照）			
三五九	無線局の免許人変更（第三明神丸）	一		一七
三六〇	〃（第三栄丸）	一		一七
三六八	〃（第二金比羅丸）	四		二一
四四八	〃（第山丸）	六		一〇七
四五一	〃（白根山丸）	六		一〇八
七二九	〃（第一鳳潮丸）	三		一〇六
三六一	無線局の周波数等変更（明北村）	四		一四
三六二	〃（第七開運丸）	四		一四
三六三	〃（第七万勢丸）	四		一五
四六九	〃（第七長久丸）	八		一五〇
四七〇	〃（第二十三源栄丸）	八		一五一
四七一	〃（第一千歳丸）	八		一五一
四七二	〃（第二稲荷丸）	八		一五一
四七三	〃（第二源栄丸）	八		一五一
四七四	〃（第三春丸）	八		一五二
四七五	〃（第三千代丸）	八		一五二
四七六	〃（MS二十一号）	八		一五二
四七七	〃（文洋丸）	八		一五二
四七八	〃（淡路丸）	八		一五三
四七九	〃（里川丸）	八		一五三
四八〇	〃（加茂丸）	八		一五三
四八六	〃（春々丸）	九		一五四
四八七	〃（第二大足丸）	九		一五四
四八八	〃（鵜栄丸）	九		一五四
四八九	〃（宮爾丸）	九		一五五
四九〇	〃（義勝丸）	九		一五五
四九一	〃（第五福吉丸）	九		一五五
四九二	〃（能洋丸）	九		一五六
三六四	（三五一参照）			
三六五	無線局の呼出符号変更（第五鳥海丸）	四		一五七
六〇六	〃（昭和二六年電波監理委員会告示第三四二号の無線局）	六		二〇四
六〇七	〃（同第一一三七号の無線局）	六		二〇四
三六六	無線局の通信の相手方変更（成漁丸）	四		一六
三九六	〃（第一快漁丸）	四		二一
四四三	〃（航空庁所属札幌航空固定局）	六		一〇六
四四四	〃（同右所属福岡航空固定局）	六		一〇七
四四五	〃（同右所属大阪航空固定局）	六		一〇七
四五八	〃（第八長生丸）	六		一一〇
四五九	〃（第十八幸漁丸）	六		一一〇
四六〇	〃（大登丸）	六		一一〇
六四一	〃（国家公安委員会所属江差地区警察署）	一九		二六〇
六四二	〃（同右所属稚内地区警察署）	一九		二六〇
六四三	〃（同右警察署委託漁港警察部補派出所）	一九		二六〇
六四四	〃（同右警察署船形警察部補派出所）	一九		二六〇
六四五	〃（同右警察署大神巡査駐在所）	一九		二六〇
三六七	（三四四参照）			
三六八一	（三五〇参照）			
三七〇一	（三五一参照）			
三七二一	（三五一参照）			
三七三一	（三五一参照）			
三七四一	（三五〇参照）			
三七五一	（三五一参照）			
三七六	（三四四参照）			
三七七	（三四三参照）			
三七八	（三四四参照）			
三七九	無線局の船名等変更（第十一美喜丸）	四		二九
四五三	〃（第七大勝丸）	六		一〇八
四五四	〃（第五万寿丸）	六		一〇九
三八〇	（三五七参照）			
三八一	無線局の船名変更（第十一真鶴丸）	四		二九
三九八二一	（三五一参照）			
三九五六	（三六六参照）			
三九七	無線局にレーダーの設置（みやけ）	四		二七
四一八	〃（ひろと）	五		二八
三九八	（三六〇参照）			
四〇九	（三五一参照）			
四〇一	（三四七参照）			
四〇二	（三五一参照）			
四〇九二一	（三四七参照）			
四四二一〇一	（三四二参照）			
四四二一四三	（三四七参照）			
四四二一五	無線局のレーダー等変更（千福丸）	五		今
四四二六	（三五一参照）			
四四二七	無線局の通信の相手方等変更（第三昇栄丸）	五		八
六〇一一	〃（国家公安委員会所属下五島地区警察署）	一五		二三〇
六四六	〃（同右所属同武岡地区警察署）	一九		二六〇
三七四一	（三五〇参照）			
三七五四一	（三五一参照）			
三七六	（三四四参照）			
三七七	（三四八参照）			
三七八	（三四四参照）			
三七九	無線局の船名等変更（第十一真鶴丸）	四		二九
四五三	〃（第七大勝丸）	六		一〇八
四五四	〃（第五万寿丸）	六		一〇九
三八〇	（三五七参照）			
三八一	無線局の船名変更（第十一真鶴丸）	四		二九
三九八二一	（三五一参照）			
三九五六	（三六六参照）			
三九七	無線局にレーダーの設置（みやけ）	四		二七
四一八	〃（ひろと）	五		二八
三九八	（三六〇参照）			
四〇九	（三五一参照）			
四〇一	（三四七参照）			
四〇二	（三五一参照）			
四〇九二一	（三四七参照）			
四四二一〇一	（三四二参照）			
四四二一四三	（三四七参照）			
四四二一五	無線局のレーダー等変更（千福丸）	五		今
四四二六	（三五一参照）			
四四二七	無線局の通信の相手方等変更（第三昇栄丸）	五		八
六〇一一	〃（国家公安委員会所属下五島地区警察署）	一五		二三〇
六四六	〃（同右所属同武岡地区警察署）	一九		二六〇
六四七	（三四七参照）			
六四八	（三四四参照）			
六六四九一	（三四七参照）			
六六八六七一	（四四二参照）			
六六九二〇	（三五一参照）			
六六九三一	（三四七参照）			
六六九四	（三五一参照）			
六六九五	（三四七参照）			
六六九七	（三四八参照）			
六六九八一	（三五一参照）			
七七〇六九一	（三五一参照）			
七七〇八七	（三四七参照）			
七七二八一	（三四八参照）			
七七二九	（三六〇参照）			
七七三〇	（三四八参照）			
七七三五一	（三五一参照）			
七七七六	（三四七参照）			
八七七五一	（三五一参照）			
❷土地調査委員会				
四　徳島県北地域指定解除				
（愛媛県）		九		二七
五　〃（福岡県）		一一		二二
六　〃（岐阜県）		二六		二六
七　〃（同）		三		二七
八　〃（山口県）		三		二八
❸法務府				
二六　日本国に帰化の件許可		六		一一
三一七一　日本国籍離脱者		一一		三七
三三　〃		六		二七
三六　〃		一〇		二〇一
四三七一　〃		三		二八
三　大分地方法務局兵洲出張所に備えてある漁業会登記簿等の転写命令		一一		三六
四三　高知地方法務局三瀬出張所に備えてある土地登記簿の同右		三七		二六
三五四三　（三一参照）				
三五四五　鹿児島県喜界町役場で保存していた漁業簿等が滅失したから再製のため手続を要する者		八		二六
四三六一　（三一参照）				
四三　（三一一参照）				
❹法務府、大蔵省				
三　社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定		二		二六
四　〃		二六		二八
五　〃		八		二六
❺外務省				
一　国際連合食糧農業機関事務局長から同機関へのわが国の加盟が効力を生じた旨の通知		一二		二三一
二　渡航費用の支払能力を立証する書類の種類を定める告示の一部訂正		三		二四
❻外務省、大蔵省				
一　在外会社の指定解除		九		二七
❼大蔵省				
一八五　昭和二七年度分第二回定くじ及び第二回短期宝くじの売売価格等		一		八

四一八	（三九七参照）			
四四二一〇九	（三五七参照）			
四二二	無線局の主たる停泊港等変更（神龍丸）	六		一〇一
四二三	無線局廃止（第五十三徳丸）	六		一〇一
四二三	〃（第二勝栄丸）	六		一〇一
四二四	〃（フライアスン丸）	六		一〇一
四二五	〃（ときつ丸）	六		一〇二
四二六	〃（宝政丸）	六		一〇二
四四三六七一	（三四四参照）			
四四四七一〇一	（三四八参照）			
四四四二	（三四四参照）			
四四二	無線局の設置場所変更（国家公安委員会所属警察署津地区警察署）	六		一〇六
六六九七一	〃（大阪市所属）	三		一九九
四四四五三一	（三六六参照）			
四四四四七六	（三四七参照）			
四四四八七六	（三六〇参照）			
四四九八	無線局の免許人等変更（光洋丸）	六		一〇七
四五〇	〃（明昭丸）	六		一〇七
四五二	〃（厚生丸）	六		一〇八
四五一	（三六〇参照）			
四五二	（四五〇参照）			
四四五五四三	（三七九参照）			
四四五五七五一	（三四三参照）			
四四六五〇八一	（三六六参照）			
四六一	無線局運用規則による無線標識局及び無線標識業務を取り扱う港湾局の一部改正	八		一四六
四四四五五五一	（三六六参照）			
四四四五五四七六	（三四七参照）			
四四五五四九	（三五〇参照）			
五五五五六五一	（三四七参照）			
五五五五六五二一	（三五一参照）			
五五六六〇一一	（三四七参照）			
五五六六〇二	（四一七参照）			
五五六六〇五三一	（三五一参照）			
五五六六〇六一	（三六五参照）			
五五六六〇八	（三四七参照）			
五五六六〇九	（三五一参照）			
五五六六一〇一	（三四七参照）			
五五六六四五一	（三六六参照）			
五五六六四八	（四一七参照）			
四四六六六一	（三四七参照）			
四四六六七	（三五一参照）			
四四六六九一	（三六三参照）			
四四八六五	（三四二参照）			
四四九八六一	（三六三参照）			
五四九二〇一	（三五〇参照）			
五五四二一	（三四七参照）			
五四四三	（三五一参照）			
五四四五	無線設備変更（国家公安委員会所属高知県本部無線局）	三		一三一
五五四四八	（三五一参照）			
五四四七六	無線局の設置場所等変更（日本国有鉄道所属秋田非常局）	三		一三一
五五四九一	（三五〇参照）			
五五五五五一	（三四七参照）			
五五六六五二一	（三五一参照）			
六六五六一一	（三四七参照）			
六六五六二	（四一七参照）			
六六五六三一	（三五一参照）			
六六五六六一	（三六五参照）			
六六五六七一	（三四七参照）			
六六五六八	（三五一参照）			
六六五六九	（三四七参照）			
六六五六一〇一	（三四七参照）			
六六五六一一一	（三六六参照）			
六六五六一二	（四一七参照）			
六六五六一三一	（三六六参照）			
六六五六一四	（三四七参照）			
六六五六一五	（三四七参照）			
六六五六一六	（三四八参照）			
六六五六一七	（三五一参照）			
七七〇六九一	（三五一参照）			
七七〇八七	（三四七参照）			
七七〇八八一	（三五一参照）			
七七二八一	（三四八参照）			
七七二九	（三六〇参照）			
七七三〇	（三四八参照）			
七七三五一	（三五一参照）			
七七七六	（三四七参照）			
八七七五一	（三五一参照）			
❷土地調査委員会				
四　徳島県北地域指定解除				
（愛媛県）		九		二七
五　〃（福岡県）		一一		二二
六　〃（岐阜県）		二六		二六
七　〃（同）		三		二七
八　〃（山口県）		三		二八
❸法務府				
二六　日本国に帰化の件許可		六		一一
三一七一　日本国籍離脱者		一一		三七
三三　〃		六		二七
三六　〃		一〇		二〇一
四三七一　〃		三		二八
三　大分地方法務局兵洲出張所に備えてある漁業会登記簿等の転写命令		一一		三六
四三　高知地方法務局三瀬出張所に備えてある土地登記簿の同右		三七		二六
三五四三　（三一参照）				
三五四五　鹿児島県喜界町役場で保存していた漁業簿等が滅失したから再製のため手続を要する者		八		二六
四三六一　（三一参照）				
四三　（三一一参照）				
❹法務府、大蔵省				
三　社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定		二		二六
四　〃		二六		二八
五　〃		八		二六
❺外務省				
一　国際連合食糧農業機関事務局長から同機関へのわが国の加盟が効力を生じた旨の通知		一二		二三一
二　渡航費用の支払能力を立証する書類の種類を定める告示の一部訂正		三		二四
❻外務省、大蔵省				
一　在外会社の指定解除		九		二七
❼大蔵省				
一八五　昭和二七年度分第二回定くじ及び第二回短期宝くじの売売価格等		一		八

昭27・2・

目録

三八一	同第三回宝くじ及び第三回短期宝くじの発売条件等	元	四六
一八六	連合国財産管理人解任	一	八
一八七	〃	一	九
二九九	〃	八	三八
三〇八	〃	九	三九
三三七	〃	二	四三
三八一	〃	元	四六
一八八	連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	一	九
三〇九	〃	九	三二
一八九	連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項	一	九
三一八	〃	一〇	四二
一九〇	連合国財産の返還等に関する政令により財産について賃貸借契約を内容とする契約を締結し、引き渡す命令	一	九
一九四	〃	二	四〇
一九五	定期預金の細目等	二	四九
二〇九	〃	四	五〇
二一一	〃	四	五一
二一八	〃	五	五九
二二九	〃	六	六一
二三〇	〃	七	六二
二三一	〃	七	六三
二三六	〃	八	六四
二三八	〃	九	六五
二四一	〃	九	六六
二四四	〃	一〇	六七
二四五	〃	一〇	六八
二四六	〃	一一	六九
二四七	〃	一一	七〇
二四八	〃	一一	七一
二四九	〃	一二	七二
二五〇	〃	一二	七三
二五一	〃	一二	七四
二五二	〃	一二	七五
二五三	〃	一二	七六
二五四	〃	一二	七七
二五五	〃	一二	七八
二五六	〃	一二	七九
二五七	〃	一二	八〇
二五八	〃	一二	八一
二五九	〃	一二	八二
二六〇	〃	一二	八三
二六一	〃	一二	八四
二六二	〃	一二	八五
二六三	〃	一二	八六
二六四	〃	一二	八七
二六五	〃	一二	八八
二六六	〃	一二	八九
二六七	〃	一二	八九
二六八	〃	一二	八九
二六九	〃	一二	八九
二七〇	〃	一二	八九
二七一	〃	一二	八九
二七二	〃	一二	八九
二七三	〃	一二	八九
二七四	〃	一二	八九
二七五	〃	一二	八九
二七六	〃	一二	八九
二七七	〃	一二	八九
二七八	〃	一二	八九
二七九	〃	一二	八九
二八〇	〃	一二	八九
二八一	〃	一二	八九
二八二	〃	一二	八九
二八三	〃	一二	八九
二八四	〃	一二	八九
二八五	〃	一二	八九
二八六	〃	一二	八九
二八七	〃	一二	八九
二八八	〃	一二	八九
二八九	〃	一二	八九
二九〇	〃	一二	八九
二九一	〃	一二	八九
二九二	〃	一二	八九
二九三	〃	一二	八九
二九四	〃	一二	八九
二九五	〃	一二	八九
二九六	〃	一二	八九
二九七	〃	一二	八九
二九八	〃	一二	八九
二九九	〃	一二	八九
三〇〇	〃	一二	八九
三〇一	〃	一二	八九
三〇二	〃	一二	八九
三〇三	〃	一二	八九
三〇四	〃	一二	八九
三〇五	〃	一二	八九
三〇六	〃	一二	八九
三〇七	〃	一二	八九
三〇八	〃	一二	八九
三〇九	〃	一二	八九
三一〇	〃	一二	八九
三一一	〃	一二	八九
三一二	〃	一二	八九
三一三	〃	一二	八九
三一四	〃	一二	八九
三一五	〃	一二	八九
三一六	〃	一二	八九
三一七	〃	一二	八九
三一八	〃	一二	八九
三一九	〃	一二	八九
三二〇	〃	一二	八九
三二一	〃	一二	八九
三二二	〃	一二	八九
三二三	〃	一二	八九
三二四	〃	一二	八九
三二五	〃	一二	八九
三二六	〃	一二	八九
三二七	〃	一二	八九
三二八	〃	一二	八九
三二九	〃	一二	八九
三三〇	〃	一二	八九
三三一	〃	一二	八九
三三二	〃	一二	八九
三三三	〃	一二	八九
三三四	〃	一二	八九
三三五	〃	一二	八九
三三六	〃	一二	八九
三三七	〃	一二	八九
三三八	〃	一二	八九
三三九	〃	一二	八九
三四〇	〃	一二	八九
三四一	〃	一二	八九
三四二	〃	一二	八九
三四三	〃	一二	八九
三四四	〃	一二	八九
三四五	〃	一二	八九
三四六	〃	一二	八九
三四七	〃	一二	八九
三四八	〃	一二	八九
三四九	〃	一二	八九
三五〇	〃	一二	八九
三五一	〃	一二	八九
三五二	〃	一二	八九
三五三	〃	一二	八九
三五四	〃	一二	八九
三五五	〃	一二	八九
三五六	〃	一二	八九
三五七	〃	一二	八九
三五八	〃	一二	八九
三五九	〃	一二	八九
三六〇	〃	一二	八九
三六一	〃	一二	八九
三六二	〃	一二	八九
三六三	〃	一二	八九
三六四	〃	一二	八九
三六五	〃	一二	八九
三六六	〃	一二	八九
三六七	〃	一二	八九
三六八	〃	一二	八九
三六九	〃	一二	八九
三七〇	〃	一二	八九
三七一	〃	一二	八九
三七二	〃	一二	八九
三七三	〃	一二	八九
三七四	〃	一二	八九
三七五	〃	一二	八九
三七六	〃	一二	八九
三七七	〃	一二	八九
三七八	〃	一二	八九
三七九	〃	一二	八九
三八〇	〃	一二	八九
三八一	〃	一二	八九
三八二	〃	一二	八九
三八三	〃	一二	八九
三八四	〃	一二	八九
三八五	〃	一二	八九
三八六	〃	一二	八九
三八七	〃	一二	八九
三八八	〃	一二	八九
三八九	〃	一二	八九
三九〇	〃	一二	八九
三九一	〃	一二	八九
三九二	〃	一二	八九
三九三	〃	一二	八九
三九四	〃	一二	八九
三九五	〃	一二	八九
三九六	〃	一二	八九
三九七	〃	一二	八九
三九八	〃	一二	八九
三九九	〃	一二	八九
四〇〇	〃	一二	八九
四〇一	〃	一二	八九
四〇二	〃	一二	八九
四〇三	〃	一二	八九
四〇四	〃	一二	八九
四〇五	〃	一二	八九
四〇六	〃	一二	八九
四〇七	〃	一二	八九
四〇八	〃	一二	八九
四〇九	〃	一二	八九
四一〇	〃	一二	八九
四一一	〃	一二	八九
四一二	〃	一二	八九
四一三	〃	一二	八九
四一四	〃	一二	八九
四一五	〃	一二	八九
四一六	〃	一二	八九
四一七	〃	一二	八九
四一八	〃	一二	八九
四一九	〃	一二	八九
四二〇	〃	一二	八九
四二一	〃	一二	八九
四二二	〃	一二	八九
四二三	〃	一二	八九
四二四	〃	一二	八九
四二五	〃	一二	八九
四二六	〃	一二	八九
四二七	〃	一二	八九
四二八	〃	一二	八九
四二九	〃	一二	八九
四三〇	〃	一二	八九
四三一	〃	一二	八九
四三二	〃	一二	八九
四三三	〃	一二	八九
四三四	〃	一二	八九
四三五	〃	一二	八九
四三六	〃	一二	八九
四三七	〃	一二	八九
四三八	〃	一二	八九
四三九	〃	一二	八九
四四〇	〃	一二	八九
四四一	〃	一二	八九
四四二	〃	一二	八九
四四三	〃	一二	八九
四四四	〃	一二	八九
四四五	〃	一二	八九
四四六	〃	一二	八九
四四七	〃	一二	八九
四四八	〃	一二	八九
四四九	〃	一二	八九
四五〇	〃	一二	八九
四五一	〃	一二	八九
四五二	〃	一二	八九
四五三	〃	一二	八九
四五四	〃	一二	八九
四五五	〃	一二	八九
四五六	〃	一二	八九
四五七	〃	一二	八九
四五八	〃	一二	八九
四五九	〃	一二	八九
四六〇	〃	一二	八九
四六一	〃	一二	八九
四六二	〃	一二	八九
四六三	〃	一二	八九
四六四	〃	一二	八九
四六五	〃	一二	八九
四六六	〃	一二	八九
四六七	〃	一二	八九
四六八	〃	一二	八九
四六九	〃	一二	八九
四七〇	〃	一二	八九
四七一	〃	一二	八九
四七二	〃	一二	八九
四七三	〃	一二	八九
四七四	〃	一二	八九
四七五	〃	一二	八九
四七六	〃	一二	八九
四七七	〃	一二	八九
四七八	〃	一二	八九
四七九	〃	一二	八九
四八〇	〃	一二	八九
四八一	〃	一二	八九
四八二	〃	一二	八九
四八三	〃	一二	八九
四八四	〃	一二	八九
四八五	〃	一二	八九
四八六	〃	一二	八九
四八七	〃	一二	八九
四八八	〃	一二	八九
四八九	〃	一二	八九
四九〇	〃	一二	八九
四九一	〃	一二	八九
四九二	〃	一二	八九
四九三	〃	一二	八九
四九四	〃	一二	八九
四九五	〃	一二	八九
四九六	〃	一二	八九
四九七	〃	一二	八九
四九八	〃	一二	八九
四九九	〃	一二	八九
五〇〇	〃	一二	八九
五〇一	〃	一二	八九
五〇二	〃	一二	八九
五〇三	〃	一二	八九
五〇四	〃	一二	八九
五〇五	〃	一二	八九
五〇六	〃	一二	八九
五〇七	〃	一二	八九
五〇八	〃	一二	八九
五〇九	〃	一二	八九
五一〇	〃	一二	八九
五一一	〃	一二	八九
五一二	〃	一二	八九
五一三	〃	一二	八九
五一四	〃	一二	八九
五一五	〃	一二	八九
五一六	〃	一二	八九
五一七	〃	一二	八九
五一八	〃	一二	八九
五一九	〃	一二	八九
五二〇	〃	一二	八九
五二一	〃	一二	八九
五二二	〃	一二	八九
五二三	〃	一二	八九
五二四	〃	一二	八九
五二五	〃	一二	八九
五二六	〃	一二	八九
五二七	〃	一二	八九
五二八	〃	一二	八九
五二九	〃	一二	八九
五三〇	〃	一二	八九
五三一	〃	一二	八九
五三二	〃	一二	八九
五三三	〃	一二	八九
五三四	〃	一二	八九
五三五	〃	一二	八九
五三六	〃	一二	八九
五三七	〃	一二	八九
五三八	〃	一二	八九
五三九	〃	一二	八九
五四〇	〃	一二	八九
五四一	〃	一二	八九
五四二	〃	一二	八九
五四三	〃	一二	八九
五四四	〃	一二	八九
五四五	〃	一二	八九
五四六	〃	一二	八九
五四七	〃	一二	八九
五四八	〃	一二	八九
五四九	〃	一二	八九
五五〇	〃	一二	八九
五五一	〃	一二	八九
五五二	〃	一二	八九
五五三	〃	一二	八九
五五四	〃	一二	八九
五五五	〃	一二	八九
五五六	〃	一二	八九
五五七	〃	一二	八九
五五八	〃	一二	八九
五五九	〃	一二	八九
五六〇	〃	一二	八九
五六一	〃	一二	八九
五六二	〃	一二	八九
五六三	〃	一二	八九
五六四	〃	一二	八九
五六五	〃	一二	八九
五六六	〃	一二	八九
五六七	〃	一二	八九
五六八	〃	一二	八九
五六九	〃	一二	八九
五七〇	〃	一二	八九
五七一	〃	一二	八九
五七二	〃	一二	八九
五七三	〃	一二	八九
五七四	〃	一二	八九
五七五	〃	一二	八九
五七六	〃	一二	八九
五七七	〃	一二	八九
五七八	〃	一二	八九
五七九	〃	一二	八九
五八〇	〃	一二	八九
五八一	〃	一二	八九
五八二	〃	一二	八九
五八三	〃	一二	八九
五八四	〃	一二	八九
五八五	〃	一二	八九
五八六	〃	一二	八九
五八七	〃	一二	八九
五八八	〃	一二	八九
五八九	〃	一二	八九
五九〇	〃	一二	八九
五九一	〃	一二	八九
五九二	〃	一二	八九
五九三	〃	一二	八九
五九四	〃	一二	八九
五九五	〃	一二	八九
五九六	〃	一二	八九
五九七	〃	一二	八九
五九八	〃	一二	八九
五九九	〃	一二	八九
六〇〇	〃	一二	八九
六〇一	〃	一二	八九
六〇二	〃	一二	八九
六〇三	〃	一二	八九
六〇四	〃	一二	八九
六〇五	〃	一二	八九
六〇六	〃	一二	八九
六〇七	〃	一二	八九
六〇八	〃	一二	八九
六〇九	〃	一二	八九
六一〇	〃	一二	八九
六一一	〃	一二	八九
六一二	〃	一二	八九
六一三	〃	一二	八九
六一四	〃	一二	八九
六一五	〃	一二	八九
六一六	〃	一二	八九
六一七	〃	一二	八九
六一八	〃	一二	八九
六一九	〃	一二	八九
六二〇	〃	一二	八九
六二一	〃	一二	八九
六二二	〃	一二	八九
六二三	〃	一二	八九
六二四	〃	一二	八九
六二五	〃	一二	八九
六二六	〃	一二	八九
六二七	〃	一二	八九
六二八	〃	一二	八九
六二九	〃	一二	八九
六三〇	〃	一二	八九
六三一	〃	一二	八九
六三二	〃	一二	八九
六三三	〃	一二	八九
六三四	〃	一二	八九
六三五	〃	一二	八九
六三六	〃	一二	八九
六三七	〃	一二	八九
六三八	〃	一二	八九
六三九	〃	一二	八九
六四〇	〃	一二	八九
六四一	〃	一二	八九
六四二	〃	一二	八九
六四三	〃	一二	八九
六四四	〃	一二	八九
六四五	〃	一二	八九
六四六	〃	一二	八九
六四七	〃	一二	八九
六四八	〃	一二	八九
六四九	〃	一二	八九
六五〇	〃	一二	八九
六五一	〃	一二	八九
六五二	〃	一二	八九
六五三	〃	一二	八九
六五四	〃	一二	八九
六五五	〃	一二	八九
六五六	〃	一二	八九
六五七	〃	一二	八九
六五八	〃	一二	八九
六五九	〃	一二	八九
六六〇	〃	一二	八九
六六一	〃	一二	八九
六六二	〃	一二	八九
六六三	〃	一二	八九
六六四	〃	一二	八九
六六五	〃	一二	八九
六六六	〃	一二	八九
六六七	〃	一二	八九
六六八	〃	一二	八九
六六九	〃	一二	八九
六七〇	〃	一二	八九
六七一	〃	一二	八九
六七二	〃	一二	八九
六七三	〃	一二	八九
六七四	〃	一二	八九
六七五	〃	一二	八九
六七六	〃	一二	八九
六七七	〃	一二	八九
六七八	〃	一二	八九
六七九	〃	一二	八九
六八〇	〃	一二	八九
六八一	〃	一二	八九
六八二	〃	一二	八九
六八三	〃	一二	八九
六八四	〃	一二	八九
六八五	〃	一二	八九
六八六	〃	一二	八九
六八七	〃	一二	八九
六八八	〃	一二	八九
六八九	〃	一二	八九
六九〇	〃	一二	八九
六九一	〃	一二	八九
六九二	〃	一二	八九
六九三	〃	一二	八九
六九四	〃	一二	八九
六九五	〃	一二	八九
六九六	〃	一二	八九
六九七	〃	一二	八九
六九八	〃	一二	八九
六九九	〃	一二	八九
七〇〇	〃	一二	八九
七〇一	〃	一二	八九
七〇二	〃	一二	八九
七〇三	〃	一二	八九
七〇四	〃	一二	八九
七〇五	〃	一二	八九
七〇六	〃	一二	八九
七〇七	〃	一二	八九
七〇八	〃	一二	八九
七〇九	〃	一二	八九
七一〇	〃	一二	八九
七一一	〃	一二	八九
七一二	〃	一二	八九
七一三	〃	一二	八九
七一四	〃	一二	八九
七一五	〃	一二	八九
七一六	〃	一二	八九
七一七	〃	一二	八九
七一八	〃	一二	八九
七一九	〃	一二	八九
七二〇	〃	一二	八九
七二一	〃	一二	八九
七二二	〃	一二	八九
七二三	〃	一二	八九
七二四	〃	一二	八九
七二五	〃	一二	八九
七二六	〃	一二	八九
七二七	〃	一二	八九
七二八	〃	一二	八九
七二九	〃	一二	八九
七三〇	〃	一二	八九
七三一	〃	一二	八九
七三二	〃	一二	八九
七三三	〃	一二	八九
七三四	〃	一二	八九
七三五	〃	一二	八九
七三六	〃	一二	八九
七三七	〃	一二	八九
七三八	〃	一二	八九
七三九	〃	一二	八九
七四〇	〃	一二	八九
七四一	〃	一二	八九
七四二	〃	一二	八九
七四三	〃	一二	八九
七四四	〃	一二	八九
七四五	〃	一二	八九
七四六	〃	一二	八九
七四七	〃	一二	八九
七四八	〃	一二	八九
七四九	〃	一二	八九
七五〇	〃	一二	八九
七五一	〃	一二	八九
七五二	〃	一二	八九
七五三	〃	一二	八九
七五四	〃	一二	八九
七五五	〃	一二	八九
七五六	〃	一二	八九
七五七	〃	一二	八九
七五八	〃	一二	八九
七五九	〃	一二	八九
七六〇	〃	一二	八九
七六一	〃	一二	八九
七六二	〃	一二	八九
七六三	〃	一二	八九
七六四	〃	一二	八九
七六五	〃	一二	八九
七六六	〃	一二	八九
七六七	〃	一二	八九
七六八	〃	一二	八九
七六九	〃	一二	八九
七七〇	〃	一二	八九
七七一	〃	一二	八九
七七二	〃	一二	八九
七七三	〃	一二	八九
七七四	〃	一二	八九
七七五	〃	一二	八九
七七六	〃	一二	八九
七七七	〃	一二	八九
七七八	〃	一二	八九
七七九	〃	一二	八九
七八〇	〃	一二	八九
七八一	〃	一二	八九
七八二	〃	一二	八九
七八三	〃	一二	八九
七八四	〃	一二	八九
七八五	〃	一二	八九
七八六	〃	一二	八九
七八七	〃	一二	八九
七八八	〃	一二	八九
七八九	〃	一二	八九
七九〇	〃	一二	八九
七九一	〃	一二	八九
七九二	〃	一二	八九
七九三	〃	一二	八九
七九四	〃	一二	八九
七九五	〃	一二	八九
七九六	〃	一二	八九
七九七	〃	一二	八九
七九八	〃	一二	八九
七九九	〃	一二	八九
八〇〇	〃	一二	八九
八〇一	〃	一二	八九
八〇二	〃	一二	八九
八〇三	〃	一二	八九
八〇四	〃	一二	八九
八〇五	〃	一二	八九
八〇六	〃	一二	八九
八〇七	〃	一二	八九
八〇八	〃	一二	八九
八〇九	〃	一二	八九
八一〇	〃	一二	八九
八一一	〃	一二	八九
八一二	〃	一二	八九
八一三	〃	一二	八九
八一四	〃	一二	八九
八一五	〃	一二	八九
八一六	〃	一二	八九
八一七	〃	一二	八九
八一八	〃	一二	八九
八一九	〃	一二	八九
八二〇	〃	一二	八九
八二一	〃	一二	八九
八二二	〃	一二	八九
八二三	〃	一二	八九
八二四	〃	一二	八九
八二五	〃	一二	八九
八二六	〃	一二	八九
八二七	〃	一二	八九
八二八	〃	一二	八九
八二九	〃	一二	八九
八三〇	〃	一二	八九
八三一	〃	一二	八九
八三二	〃	一二	八九
八三三	〃	一二	八九
八三四	〃	一二	八九
八三五	〃	一二	八九
八三六	〃	一二	八九
八三七	〃	一二	八九
八三八	〃	一二	八九
八三九	〃	一二	八九
八四〇	〃	一二	八九
八四一	〃	一二	八九
八四二	〃	一二	八九
八四三	〃	一二	八九
八四四	〃	一二	八九
八四五	〃	一二	八九
八四六	〃	一二	八九
八四七	〃	一二	八九
八四八	〃	一二	八九
八四九	〃	一二	八九
八五〇	〃	一二	八九
八五一	〃	一二	八九
八五二	〃	一二	八九
八五三	〃	一二	八九
八五四	〃	一二	八九
八五五	〃	一二	八九
八五六	〃	一二	八九
八五七	〃	一二	八九
八五八	〃	一二	八九
八五九	〃	一二	八九
八六〇	〃	一二	八九
八六一	〃	一二	八九
八六二	〃	一二	八九
八六三	〃	一二	八九
八六四	〃	一二	八九
八六五	〃	一二	八九
八六六	〃	一二	八九
八六七	〃	一二	八九
八六八	〃	一二	八九
八六九	〃	一二	八九
八七〇	〃	一二	八九
八七一	〃	一二	八九
八七二	〃	一二	八九
八七三	〃	一二	八九
八七四	〃	一二	八九
八七五	〃	一二	八九
八七六	〃	一二	八九
八七七	〃	一二	八九
八七八	〃	一二	八九
八七九	〃	一二	八九
八八〇	〃	一二	八九
八八一	〃	一二	八九
八八二	〃	一二	八九
八八三	〃	一二	八九
八八四	〃	一二	八九
八八五	〃	一二	八九
八八六	〃	一二	八九
八八七	〃	一二	八九
八八八	〃	一二	八九
八八九	〃	一二	八九
八九〇	〃	一二	八九
八九一	〃	一二	八九
八九二	〃	一二	八九
八九三	〃	一二	八九
八九四	〃	一二	八九
八九五	〃	一二	八九
八九六	〃	一二	八九
八九七	〃	一二	八九
八九八	〃	一二	八九
八九九	〃	一二	八九
九〇〇	〃	一二	八九
九〇一	〃	一二	八九
九〇二	〃	一二

二九　身体障害者福祉司の資格要件についての社会事業の一部改正　八　三六

二八　生物学的製剤検定規則第一四條等に規定する試験品の数量を定める件の一部改正　八　三六

二七　第三回看護婦国家試験の実施期日並びに受験願書の提出期限等　八　三六

二六　社会福祉事業法による養成機関指定　三　三〇

二五　理容師（美容師）養成施設指定　三　三〇

二四　健康保険組合の合併認可（資生堂と資生堂東京工場）　三　三九

二三　ペニシリン薬瓶の一部改正　四　六

❷厚生省

七　教員養成機関指定　三　三一

六　検認定　三　三一

五　定申請受理種目　三　三九

五　通信教育用学習図書の検認定規則による学校教育法第一条に規定する学校（高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援

四二　特殊通信日附印使用（万国郵便連合加入七五年記念）　日分外　四
五九　〃（同）　八　三六
四四　〃（第七回国民体育大会記念）　元　三四
四三　那珂湊郵便局を特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする件　八　三六
四四　（四二参照）
四五　簡易郵便局廃止（下大津）　九　三六
四六　簡易郵便局設置（中牧）　九　三六
四八七　現金封かん紙発行（五銭売）　九　三六
四九　風景入通信日附印使用　三　四三
五四　〃　三　四三
五五　〃　七　四八
五〇（三二参照）
五二（三六参照）
五三（三〇参照）
五四（四九参照）
五五（二七参照）
五六（三三参照）
五七　六円小包料書発行　八　三六
五八（三三参照）
六〇九（四二参照）
六一　航空郵便物の送送区間及び日時の表改正　元　三四

●電気通信省

三一　国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限に関する件の一部改正　一　三
三七　〃　元　三五
三三　電話交換業務開始（両国郵便局）　二　四八
四六　〃（田利院内郵便局）　八　三三
四八　〃（上野郵便局）　八　三三
五七　施行すること命令　元　三六
一五七　姫路特別都市計画公園及び止並びに同墓地同事業及びその執行年度割決定　元　三六
一五六　整理を髭井沢町において髭井沢都市計画土地区画更　元　三六
一五五　敷賀特別都市計画街路変及びに同右　八　三四
一五四　割決定　八　三四
一五三　足利都市計画街路変更並及びに同右事業及びその執行年度割決定　元　三六
一五二　鹿沼都市計画水利施設決定　八　三四
一五一　同右事業の執行行政庁指定　八　三四
一五〇　鹿沼都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三四
一四九　同右事業の執行行政庁指定　八　三四
一四八　大田原都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三四
一四七　更　栃木都市計画用途地域変定　八　三六
一四六　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一四五　藤原都市計画同右　八　三六
一四四　島山都市計画同右　八　三六
一四三　字郡宮特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一四二　小山都市計画公園決定　八　三六
一四一　字郡宮都市計画風致地区変更　八　三六
一四〇　高岡都市計画公園及び同事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一三九　高知特別都市計画土地区画整理事業の完了期限改正　八　三六
一三八　大石都市計画街路決定　八　三六
一三七　魚津都市計画街路変更道及び同右　八　三六
一三六　大沢野都市計画街路及び同右　八　三六
一三五　右　八　三六
一三四　新潟都市計画街路及び同割決定　八　三六
一三三　富山都市計画富山南部土地区域指定　八　三六
一三二　富山都市計画街路道加及び同事業並びにその執行年度決定　八　三六
一三一　高岡都市計画街路変更　八　三六
一三〇　高岡都市計画街路事業及びその執行年度割決定　八　三六
一二九　富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　八　三六
一二八　長岡特別都市計画街路事業及び同右　四　三六
一二七　高田都市計画公園事業及びその執行年度割決定　四　三六
一二六　三條都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定　四　三六
一二五　五泉都市計画水利施設並びに同右　四　三六
一二四　五泉都市計画公園並びに同右　四　三六
一二三　新発田都市計画公園並びに同右　四　三六
一二二　新井都市計画街路並びに同右　四　三六
一二一　同右　四　三六
一二〇　吉田都市計画街路変更並びに同右　四　三六
一一九　相川都市計画街路道加並びに同右　四　三六
一一八　新潟都市計画街路変更並びに同右　四　三六
一一七　都市計画区域指定（新潟県津川）　四　三六
一一六四　〃（兵庫県山崎）　元　三六
一一六六　〃（愛知県知立）　元　三六
一一八　三條都市計画街路事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一九　柏崎都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一〇　吉田都市計画街路変更道及び同右　四　三六
一一一　砂防設備を要する土地指定（岡山県）　九　三六
一一三　〃（宮崎県）　九　三六
一一四　〃（福岡県）　九　三六
一一五　昭和二六年一一月分建築物及び住宅動態統計の集計結果　三　三〇
一一六　新潟都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一七　都市計画区域指定（新潟県津川）　四　三六
一一六四　〃（兵庫県山崎）　元　三六
一一六六　〃（愛知県知立）　元　三六
一一八　三條都市計画街路事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一九　柏崎都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定　四　三六
一二〇　吉田都市計画街路変更並びに同右　四　三六
一二一　相川都市計画街路道加並びに同右　四　三六
一二二　新発田都市計画公園並びに同右　四　三六
一二三　五泉都市計画水利施設並びに同右　四　三六
一二四　五泉都市計画公園並びに同右　四　三六
一二五　同右　四　三六
一二六　新井都市計画街路並びに同右　四　三六
一二七　三條都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定　四　三六
一二八　高田都市計画公園事業及びその執行年度割決定　四　三六
一二九　長岡特別都市計画街路事業及び同右　四　三六
一三〇　富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　六　三六
一三一　高岡都市計画街路変更　六　三六
一三二　高岡都市計画街路事業及びその執行年度割決定　六　三六
一三三　富山都市計画街路道加及び年度決定　六　三六
一三三　富山都市計画富山南部土地区画整理決定　六　三六
一三四　入善都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定　六　三六
一三五　新潟都市計画街路及び同右　六　三六
一三六　右　六　三六
一三七　大沢野都市計画街路及び同右　六　三六
一三八　大石都市計画街路決定　六　三六

一三九　高知特別都市計画土地区画整理事業の完了期限改正　八　三六
一四〇　高岡都市計画公園及び同事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一四一　字郡宮都市計画風致地区変更　八　三六
一四二　小山都市計画公園決定　八　三六
一四三　字郡宮特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一四四　島山都市計画同右　八　三六
一四五　藤原都市計画同右　八　三六
一四六　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一四七　更　栃木都市計画用途地域変定　八　三六
一四八　大田原都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三六
一四九　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一五〇　鹿沼都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三六
一五一　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一五二　鹿沼都市計画水利施設決定　八　三六
一五三　鹿沼都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定　八　三六
一五四　足利都市計画街路変更並びに同右　八　三六
一五五　敷賀特別都市計画街路変更並びに同右　八　三六
一五六　更　元　三六
一五七　施行すること命令　元　三六
一五七　姫路特別都市計画公園及び止並びに同墓地同事業及びその執行年度割決定　元　三六

訓　令

●大蔵省

一　昭和二六年度大蔵省主管一般会計歳入科目表に追加　三　四三
二　昭和二六年度大蔵省所管財産税等収入金特別会計歳入科目表に追加　三　四三

●労働省

一　労働衛生試験研究費補助金交付規程の一部改正　三〇　四四
二　同右規程に基き、昭和二七年度において労働大臣が必要と認める課題及び労働衛生試験研究費補助金交付申請書の提出期限を定める件　九　三六
四一　度数料金制施行（篠沢電報電話局）　九　三六
四二　直通無線電信連絡設定（東京国際電報局とオスロにおける電報局）　九　三六
四三　地方電気通信部及び地方電気通信管理所の名称、位置及び管轄区域に関する件の一部改正　三　三六
四四　〃　三　三六
四五　水底電線を布施し、線路区域指定（鳥取県・島根県間）　三　三四
四六（三三参照）
四七（三三四参照）
四八（三三三参照）
四九（三三四参照）
五〇（三三五参照）
五一　電報電話局設置（八日市場等）　三　四三
五二　電気通信施設区廃止（八日市場等）　三　四三
五三　無線電報取扱所設置（黒潮丸等）　三　四二
五四　無線電報取扱所の施設事項変更（良日丸等）　三　四二
五五　無線電報取扱所廃止（佐賀丸）　三　四二
五六　国際電報の取扱について外国の主管庁又は認められた私企業の定める圏意規程定事項に関する件の一部改正　七　四八

●労働省

一（三二参照）

●建設省

一一一　国道の改築工事終了（静岡県等）　四　六
一一三　砂防設備を要する土地指定（岡山県）　九　三六
一一三　〃（宮崎県）　九　三六
一一四　〃（福岡県）　九　三六
一一五　昭和二六年一一月分建築物及び住宅動態統計の集計結果　三　三〇
一一六　新潟都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一七　都市計画区域指定（新潟県津川）　四　三六
一一六四　〃（兵庫県山崎）　元　三六
一一六六　〃（愛知県知立）　元　三六
一一八　三條都市計画街路事業及びその執行年度割決定　四　三六
一一九　柏崎都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定　四　三六
一二〇　吉田都市計画街路変更並びに同右　四　三六
一二一　相川都市計画街路道加並びに同右　四　三六
一二二　新発田都市計画公園並びに同右　四　三六
一二三　五泉都市計画水利施設並びに同右　四　三六
一二四　五泉都市計画公園並びに同右　四　三六
一二五　同右　四　三六
一二六　新井都市計画街路並びに同右　四　三六
一二七　三條都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定　四　三六
一二八　高田都市計画公園事業及びその執行年度割決定　四　三六
一二九　長岡特別都市計画街路事業及び同右　四　三六
一三〇　富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　六　三六
一三一　高岡都市計画街路変更　六　三六
一三二　高岡都市計画街路事業及びその執行年度割決定　六　三六
一三三　富山都市計画街路道加及び年度決定　六　三六
一三三　富山都市計画富山南部土地区画整理決定　六　三六
一三四　入善都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定　六　三六
一三五　新潟都市計画街路及び同右　六　三六
一三六　右　六　三六
一三七　大沢野都市計画街路及び同右　六　三六
一三八　大石都市計画街路決定　六　三六
一三九　高知特別都市計画土地区画整理事業の完了期限改正　八　三六
一四〇　高岡都市計画公園及び同事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一四一　字郡宮都市計画風致地区変更　八　三六
一四二　小山都市計画公園決定　八　三六
一四三　字郡宮特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定　八　三六
一四四　島山都市計画同右　八　三六
一四五　藤原都市計画同右　八　三六
一四六　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一四七　更　栃木都市計画用途地域変定　八　三六
一四八　大田原都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三六
一四九　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一五〇　鹿沼都市計画街路事業並びにその執行年度決定　八　三六
一五一　同右事業の執行行政庁指定　八　三六
一五二　鹿沼都市計画水利施設決定　八　三六
一五三　鹿沼都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定　八　三六
一五四　足利都市計画街路変更並びに同右　八　三六
一五五　敷賀特別都市計画街路変更並びに同右　八　三六
一五六　更　元　三六
一五七　施行すること命令　元　三六
一五七　姫路特別都市計画公園及び止並びに同墓地同事業及びその執行年度割決定　元　三六
一五八　尼崎特別都市計画水利施設道加並びに同事業及びその執行年度決定　元　三六
一五九　鶴野都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定　元　三六
一六〇　伊丹都市計画街路変更道加並びに同右　元　三六
一六一　芦屋特別都市計画防潮堤並びに同右　元　三六
一六二　小野都市計画水利施設並びに同右　元　三六
一六三　浜坂都市計画公園決定　元　三六
一六四（二一七参照）
一六五　都市計画法により指定（愛知県知立町）　元　三六
一六六（二一七参照）
一六七　塩釜特別都市計画事業復興土地区画整理の執行年度割改正　元　三六
一六八　土地収用法による事業認定　三　四三

●民事局
●最高裁判所
●検察庁
●会計検査院
●国会
●裁判官弾劾裁判所
●人事院

一　委員の辞任許可　九　三六

●北海道

保指一　保安林指定　八　三四

●岐阜県

保解一　保安林解除　三　四六

●鳥取県

保解二一　保安林解除　元　三六

国会事項

○衆議院

◉公聴会告示（今回の税制改正各案について）　一八　三〇
◉法律公布奏上及通知　一三　三四
◉〃　一三　四六
◉議決通知　三六　三四
◉同意通知　三六　三四
◉通知書受領及通知　六　三四
◉通知書受領　八　三四
◉議員書受領　一四　三六
◉衆議院予備金支出の件報告書受
◉〃　〃　〃　

◉議案付託　〃　〃　〃